

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	141 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	104 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	91 件
国民年金関係	36 件
厚生年金関係	55 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月まで

私は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により金融機関で納付してきた。保険料はすべて、役所から指導されるとおり、その都度納めてきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年 5 月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、保険料の納付場所、納付方法等について具体的に記憶しており、その内容は当時の国民年金の状況等に照らしても矛盾は無い上、申立期間は 10 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、60 歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年4月まで

私は、当時勤務していた会社で、正社員からパート社員に切替えした際、同僚に勧められて、国民年金の加入手続をした。また、同じ同僚から、特例納付という制度があり、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付することができるということを聞き、2回に分けて、納付可能な保険料をすべて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を、夫が厚生年金保険加入期間中の昭和51年9月に任意加入してからは、おおむね納付している。

また、申立人は、国民年金に加入して保険料を特例納付するに至った経緯等について具体的に説明しているとともに、申立期間直前の昭和36年4月から41年3月までの期間の保険料を第3回特例納付で納付していることが確認でき、納付したとする金額も、申立期間を含めて特例納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、当時、申立人と同じ会社に勤務していた同僚は、申立人に国民年金の加入を勧めたこと及び特例納付制度を教えたことについて具体的に証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び44年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年1月から40年3月まで
③ 昭和42年1月から同年3月まで
④ 昭和44年7月から45年6月まで
⑤ 昭和49年3月
⑥ 昭和50年3月

私は、元夫と自分の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④は、3か月及び12か月といずれも短期間であり、申立期間③は前後の、申立期間④は直前の国民年金保険料は、いずれも納付済みである上、申立人が保険料を一緒に納付していたとする元夫は当該両期間の保険料は納付済みであることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間④のうち、昭和44年11月から45年6月までは厚生年金保険の被保険者であるため、当該期間については、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

2 一方、申立期間①、②、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間①及び②については、元夫も当該期間の

保険料は未納であること、申立期間⑤については、申立人が昭和49年3月の月内に転職したことによって、厚生年金保険の資格得喪が行われたことから生じた国民年金の未納期間であること及び申立期間⑥については、申立人は、50年3月に厚生年金保険の資格を喪失し、同月内に婚姻したことにより国民年金の資格喪失の申請をしたものと認められることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び44年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年3月まで

私は、結婚に伴って勤務先を退職して、しばらくしてから、国民年金の加入手続をしたと記憶している。夫の加入手続も私が行い、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの期間は、申立人が所持する国民年金手帳によると、当該期間直後の45年4月から同年9月までの国民年金保険料を45年6月に納付していることが確認できることから、申立人は、そのころから保険料の納付を始めたと推認され、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年1月から43年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であるとともに、申立人が保険料の納付を始めたとする45年6月時点で、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年4月ごろに払い出されているのみで、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び46年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年6月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から同年12月まで

私は、申立期間①については、集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②及び③については、私が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、平成6年9月までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする妻は、申立期間を含めた平成10年4月までの納付可能期間の保険料を完納している。

また、申立期間②は、12か月と短期間で、当該期間前後の保険料は納付済みである上、申立人が保険料と一緒に納付していたとする妻が所持する領収証書によると、当該期間を含めた昭和44年7月から46年3月までの保険料を46年9月に過年度納付していることが確認でき、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間③は、3か月と短期間で、当該期間前後の保険料は納付済みである上、当該期間の妻の保険料は納付済みであることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

2 しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付方法、さかのぼって保険料を納付した期間等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当該期間の保険料の全部は納めていないかもしれないと供述しているなど、当該期間の保険料をも納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 6 月ごろの時点では、40 年 3 月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立人の特殊台帳によれば、当該期間直後の 43 年 7 月から 45 年 3 月までの保険料を第 1 回特例納付実施時期である 45 年 8 月に過年度納付していることが確認できるものの、申立人は、国民年金の受給資格期間を満了した時点で保険料の納付を止めているなど、当該期間の保険料を特例納付で納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 46 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年11月から46年3月まで
② 昭和46年12月から47年6月まで

私は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行うとともに、未納分の国民年金保険料を可能な限りさかのぼって納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年10月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、直後の期間の保険料は過年度納付していることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、保険料の納付書の形状等について具体的に記憶している上、当該期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間後は国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該期間は、平成元年9月の社会保険庁による記録整備によって生じた未納期間であり、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月から同年10月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで

私は、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。転職が多かったため厚生年金保険から国民年金への切替手続きをきちんと行い、未納にならないように気をつけていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをおおむね適切に行い、切替後の国民年金保険料も納付している。申立期間②については、厚生年金保険から国民年金への切替手続きが行われていることから当該期間の納付書は受け取っていたものと考えられ、当該期間の妻の保険料は納付済みであるなど当該期間の国民年金保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は平成3年6月に資格得喪記録が整備されたことにより未納期間として追加された期間であり、当該期間当時は国民年金の加入期間とされていなかった上、当該記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和45年ごろ、今なら未納分の国民年金保険料が納められると区役所から通知があり、保険料約 4 万円を一括払いした。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付済みであり、一括納付したとする昭和45年ごろは、第1回特例納付の実施期間である上、申立人が一括納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額におおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 10 月から 55 年 8 月まで

私は、昭和 50 年 4 月にそれまで勤めていた会社を退職し、その後間もなく区役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間直前の国民年金保険料を納付しており、申立人が自身の保険料と一緒に保険料を納付していたとする夫も、当該期間の保険料が納付済みとなっている上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間直前の保険料が免除されている上、当該期間当初に国民年金に任意加入しているものの、11か月と短期間で任意加入資格の喪失手続をしており、保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年3月まで

私は、昭和56年5月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、それまでの未納分の国民年金保険料を納付した。収入が少ないため、保険料は全額納めることができなかつたので、納付書を数枚に分けて発行してもらい、少しずつ納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年5月時点では過年度納付が可能な期間であり、申立人の、国民年金への加入手続の時期、手続の場所及び保険料をさかのぼって納付した時期、納付方法、納付書の枚数、納付場所等の記憶は具体的で、当時の過年度納付の制度と合致している上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から43年3月まで

私は、昭和42年に会社を退職する際、人事担当者から年金は続けた方がよいと言われたので、厚生年金保険の脱退手当金も受取らずに、すぐに国民年金の任意加入手続をした。国民年金保険料は子供が生まれて落ち着いてから納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月の国民年金の任意加入後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び種別変更手続も適正に行っている上、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立期間は任意加入後の過年度納付が可能な期間であり、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付した時期、納付場所、納付方法についての記憶は具体的である上、当時の過年度納付の制度と合致しており、納付したとする金額も申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで
私の国民年金保険料は、結婚前は私が、結婚後は妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は15か月と比較的短期間である。

また、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間の保険料を納めたとする申立人の妻の、保険料の納付方法、納付場所等の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月に会社を退職した後国民年金に任意加入し、ずっと国民年金保険料を納付してきた。申立期間は、主人の転勤があり転入先で住所変更と同時に国民年金の住所変更の手続も行った。保険料は、自宅近くの町役場で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入後は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立期間の直前の期間は現年度納付されており、申立人の保険料の納付方法、納付場所の記憶は具体的であり、当時の納付方法と合致している上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年12月まで

私は、婚姻後、夫婦で国民年金に加入した。妻が、加入手続を行った時に役所の職員からさかのぼって国民年金保険料を納付することを勧められたため、その時さかのぼれる限りの夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間については、申立人は、50年1月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年6月に払い出されていることが確認でき、この時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、当該期間について保険料をまとめて納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの期間については、妻が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された51年6月の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年12月まで

私は、婚姻後、夫婦で国民年金に加入した。加入手続を行った時に役所の職員からさかのぼって国民年金保険料を納付することを勧められたため、その時さかのぼれる限りの夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間については、申立人は、50年1月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年6月に払い出されていることが確認でき、この時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、当該期間について保険料をまとめて納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された51年6月の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所支所で納付していた。妻の保険料だけが納付済みで、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料はいずれも納期限内に納付していることが確認できる上、申立期間は3か月及び6か月といずれも短期間である。また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の自身の保険料が納付済みであり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4946

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私の妻は、結婚後に私の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和48年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻は、申立期間の自身の保険料が納付済みであることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、20歳になった当時、父が国民年金の加入手続をしてきて、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。また、結婚後は私が保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、3か月と短期間である上、申立人は、当該期間当時、旧厚生年金保険法の規定により第4種被保険者として任意加入した夫の保険料を納付しており、年金に対する関心は高かったものと考えられる。また、申立人が納付していたと説明する金融機関の店舗は、当時から開設していたことが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和42年6月に払い出されていることが確認できるが、申立人は、父親が保険料をさかのぼって納付したかどうか分からないと説明しているなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から51年3月まで

私は、厚生年金保険の適用会社を退職後、将来のことを考えて国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。加入手続をしているのに、保険料を納付しないはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直後の保険料を前納している。

また、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は厚生年金保険適用事業所を退職した後の昭和49年11月に国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入した動機について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月及び2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成元年7月まで
② 平成2年4月

私は、申立期間当時は実家から離れて生活していたが、国民年金の加入
手続及び国民年金保険料の納付はすべて母が行ってくれていた。申立期間
の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成元年7月及び申立期間②については、申立人は、
申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、10年度以降の保
険料はすべて前納している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出さ
れた3年8月時点では、元年7月以降の保険料を過年度納付することが可能
であり、元年8月から2年3月までの期間及び2年5月から3年3月までの
期間の保険料は過年度納付していることから、当該期間の保険料が未納とな
っていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和63年8月から平成元年6月までの
期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示
す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及
び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料
の納付をしたとする母親は、加入手続の時期についての記憶が曖昧である。
また、申立人の上記手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効
により保険料を納付することができない期間であり、申立人の母親は、申立
期間当時に申立人の現在所持する年金手帳のほかに別の年金手帳が交付され
ていた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成元年7月及び2年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年12月までの期間及び平成2年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年6月まで
② 昭和62年4月から平成2年5月まで

私たち夫婦は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和62年4月から63年12月までの期間及び平成2年1月から同年5月までの期間については、申立人夫婦が所持する62年、63年及び平成2年の確定申告書に記載された国民年金保険料の金額は、当該期間の国民年金保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、及び申立期間②のうち平成元年1月から同年12月までの期間については、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立人夫婦が所持している昭和60年の確定申告書には、社会保険料等控除額の記載はあるものの、国民年金保険料の金額が記載されておらず、平成元年の確定申告書（二面）に記載された国民年金保険料の金額は、同申告書（一面）に記載された社会保険料等控除額を上回るなど、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年12月までの期間及び平成2年1月から5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年12月までの期間及び平成2年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年6月まで
② 昭和62年4月から平成2年5月まで

私たち夫婦は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和62年4月から63年12月までの期間及び平成2年1月から同年5月までの期間については、申立人夫婦が所持する62年、63年及び平成2年の確定申告書に記載された国民年金保険料の金額は、当該期間の国民年金保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、及び申立期間②のうち平成元年1月から同年12月までの期間については、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立人夫婦が所持している昭和60年の確定申告書には、社会保険料等控除額の記載はあるものの、国民年金保険料の金額が記載されておらず、平成元年の確定申告書（二面）に記載された国民年金保険料の金額は、同申告書（一面）に記載された社会保険料等控除額を上回るなど、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年12月までの期間及び平成2年1月から5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、母に勧められて大学卒業後の昭和46年4月に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和48年4月から厚生年金保険に加入する直前の49年3月までの国民年金保険料を納付している上、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする市役所は、申立期間当時国民年金の加入手続及び保険料の収納業務を取り扱っている。また、申立人は国民年金に加入した経緯、加入手続の状況、保険料の納付場所の状況、保険料納付方法を市役所での納付から集金人への納付に変更した状況などを具体的に説明している。さらに、申立人と同居しており、申立人に国民年金への加入を勧めたとする申立人の母親は、35年10月に国民年金に任意加入し、申立期間も含め36年4月から60歳に到達するまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 11 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 11 月から 63 年 12 月まで

私は、昭和 42 年 8 月ごろに国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を 65 歳まで納付してきた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付しており、申立内容に不自然さは見られない。また、申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間より前の昭和 61 年 4 月 4 日に高齢任意加入及び付加保険料納付の申出の記載があり、当該期間当初の 62 年 11 月に任意加入資格の喪失及び付加保険料納付の辞退の記載や当該期間直後の 64 年 1 月に高齢任意加入及び付加保険料納付の申出の記載がない上、社会保険庁の記録では、高齢任意加入資格の喪失日は被保険者が申し出た日とされているにもかかわらず、当該期間当初の高齢任意加入資格の喪失日が日曜日となっているなど、申立人は、当該期間当初に高齢任意加入の資格喪失及び付加保険料納付の辞退を申し出なかったとするのが自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間に納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である上、高齢任意加入制度は昭和 61 年 4 月から実施されており、当該期間は、制度上保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 11 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年3月まで

私は、区の出張所で国民年金の加入手続をし、区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後から国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は当該期間中の40年7月に国民年金手帳の記号番号が払い出されている上、区の集金人に現金で保険料を納付し、検認票をもらったとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年3月については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では当該期間の保険料を過年度納付することができるものの、保険料を納付したとする区の集金人は過年度保険料の収納を取り扱っていない上、申立人は、当該期間の保険料を過年度納付したことはないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月まで

私は、夫が夜間診療を始めて数年後に、確定申告を依頼していた税理士から、国民年金への加入を勧められた。また、夫の国民年金保険料については、共済組合期間と重複納付していたので、その分を還付請求するよう勧められ、それぞれの手続を行うために区役所出張所に出向いた。その際、職員から、今なら 20 歳までさかのぼって保険料を納付できるので、夫の還付金に必要な保険料額を加えて納付するように勧められ、後日金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き 60 歳に達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 50 年 4 月から平成 3 年 5 月までの期間は付加保険料も併せて納付している。

また、申立人の高校時代の担任教師は、申立期間当時行われたクラス会で、申立人が 20 歳までの保険料をさかのぼって特例納付したことを話していたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、現在の社会保険庁の記録では、申立期間は未加入期間となっているが、平成 9 年 8 月に記録が訂正されるまでは、納付記録は昭和 43 年 3 月から 48 年 3 月までの保険料は第 2 回特例納付により納付済み、37 年 12 月から 43 年 2 月までの保険料は未納となっており、資格記録は 37 年 12 月から強制加入、42 年 11 月から任意加入となっていたことから、当該強制加入期間は特例納付することが可能であった上、制度上特例納付できない任意加入期間

の保険料が特例納付により納付済みで、強制加入期間の保険料が未納となっていたことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月から同年11月までの期間、3年7月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から平成2年7月まで
② 平成2年10月及び同年11月
③ 平成3年7月
④ 平成4年1月

私は、国民年金に加入後、すぐには国民年金保険料を納付することができなかったが、その後、納付しなかった保険料をさかのぼって分割納付し、未納期間の保険料をすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人は、当該期間を除き平成2年8月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年1月時点で、当該期間は現年度納付又は過年度納付が可能な期間である。また、当該期間はそれぞれ1か月又は2か月と短期間であり、その前後の期間は過年度納付が行われている上、申立人も保険料をさかのぼって分割納付したと説明しており、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、平成4年1月に申立人の手帳記号番号の払い出された後、最初に過年度納付をしたことが確認できる4年9月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から47年3月まで

私は、退職後に区役所で国民年金の加入手続を行った。私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に納付していたとする妻の保険料は、申立期間を含めてすべて納付済みとなっている上、申立期間は10か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年3月時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能な期間である上、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から45年3月までの期間、46年4月から48年3月までの期間及び48年7月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から45年3月まで
② 昭和46年4月から49年6月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入し、一時期国民年金保険料を納付したが、その後、保険料を納付しなかった。このままだと年金をもらえなくなると聞き、納付していなかった保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年10月から45年3月までの期間、46年4月から48年3月までの期間及び48年7月から49年6月までの期間については、申立人夫婦は、申立人の夫の二つ目の国民年金手帳の記号番号が改めて払い出された50年9月時点以後、保険料をすべて納付しており、当該時点には、第2回特例納付が実施されている上、当該期間は強制加入期間である。

また、申立人夫婦がまとめて納付したとする保険料の金額は、昭和36年4月から50年9月時点までの夫婦二人分の保険料のうち、当該時点までに納付されていたと考えられる39年4月から40年9月までの夫婦二人分の保険料及び45年4月から46年3月までの申立人の保険料を除いた夫婦二人分の保険料を、第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫の二つ目の手帳記号番

号が改めて払い出された時点では、当該期間は、第2回特例納付の納付対象期間ではないことに加え、時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から45年3月までの期間、46年4月から48年3月までの期間及び48年7月から49年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から48年6月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入し、一時期国民年金保険料を納付したが、その後、保険料を納付しなかった。このままだと年金をもらえなくなると聞き、納付していなかった保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年3月から48年3月までの期間については、申立人夫婦は、申立人の二つ目の国民年金手帳の記号番号が改めて払い出された50年9月時点以後、保険料をすべて納付しており、当該時点には、第2回特例納付が実施されている上、当該期間は強制加入期間である。

また、申立人夫婦がまとめて納付したとする保険料の金額は、昭和36年4月から50年9月時点までの夫婦二人分の保険料のうち、当該時点までに納付されていたと考えられる39年4月から40年9月までの夫婦二人分の保険料及び45年4月から46年3月までの申立人の妻の保険料を除いた夫婦二人分の保険料を、第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の二つ目の手帳記号番号が改めて払い出された時点では、当該期間は、第2回特例納付の納付対象期間ではないことに加え、時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から46年12月まで

私たち夫婦は、一緒に国民年金に加入した昭和47年にそれまで納付していなかった夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付等によりまとめて納付した。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付したとする昭和47年から厚生年金保険に加入する前月の平成元年10月まで国民年金保険料をすべて納付している上、納付したとする昭和47年には第1回特例納付が実施されており、申立期間は強制加入期間である。

また、申立人と一緒に納付したとする申立人の夫は、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号の払出しを受け、36年4月から平成元年10月までの保険料を第1回特例納付等によりすべて納付していることが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を第1回特例納付、過年度納付により納付した場合の金額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月及び同年6月

私は、昭和48年5月に、申立期間の国民年金保険料を納付した。社会保険事務所では、私の夫が申立期間当時、厚生年金保険被保険者だったことから、52年4月に保険料を還付しているはずだと言われたが、私は、還付請求していないし、還付金を受け取ったこともない。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を48年5月に納付したことを示す領収書を所持しており、申立期間の保険料を還付請求したことや、還付金を受け取ったこともないと説明している上、保険料の納付から約4年経過した52年4月に申立人が還付請求する事情も見当たらない。

また、申立人の還付整理簿が保存されていないため、還付理由、還付決定日、還付支払日、申立人の住所等が確認できない上、昭和52年4月に申立期間の保険料を還付と記載されている申立人の被保険者台帳には、申立人が2回転居する前の48年9月まで居住していたとする住所が記載されていることから、還付が決定された時点で行政側は申立人の住所を把握しておらず、申立人に還付金を支払うことができなかったものと推認される。

さらに、申立人は、国民年金の任意加入に該当するに至った昭和48年5月に申立期間の保険料を現年度納付しており、制度上、申立期間当初に任意加入の申出をしたものとみなされることから、事実と異なる事由によって資格喪失され、申立期間の国民年金保険料相当額の還付が決定されたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間、59年4月から60年3月までの期間、60年10月から61年3月までの期間及び平成4年3月については、付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで
③ 昭和59年4月から60年3月まで
④ 昭和60年10月から61年3月まで
⑤ 平成3年12月から4年2月まで
⑥ 平成4年3月

申立期間①②③④⑥について、私は、国民年金保険料を納付した時、必ず付加保険料も納付していた。当時、私が住んでいた市では、定額保険料と付加保険料の合算した保険料を納付することになっていたため、申立期間の付加保険料のみが未納とされていることに納得できない。また、申立期間⑤について、私は、60歳になってすぐ市役所で任意加入手続と付加保険料の納付申出を行い納付したはずなので、国民年金に未加入とされ、定額保険料と付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①②③④⑥については、いずれも12か月以内と短期間であり、申立期間①②③の前後の期間、④の直前の期間及び申立期間⑥の直後の期間は付加保険料を納付している上、国民年金手帳の記号番号は、昭和53年11月に払い出されており、申立期間の付加保険料を納付することが可能であったこと、申立人は、保険料の納付場所、納付時期について具体的に記憶していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、社会保険庁の記録では、任意加入日及び付加保険料の申出日はいずれも平成4年3月25日と記載されている上、申立人の任意加入のきっかけ及び時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間、59年4月から60年3月までの期間、60年10月から61年3月までの期間及び平成4年3月については、付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月から61年12月までの期間及び63年1月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から平成4年3月まで

私の夫は、昭和57年6月に事業を開始したと同時に国民年金に加入して、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の確定申告書も所持しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年から59年、62年から63年及び平成2年の確定申告書を所持しており、同申告書の社会保険料控除欄から、57年度については、57年1月から5月までの厚生年金保険料の支払額の記載しか確認できないものの、翌58年度の申告書には、57年6月から58年12月までの一人分の国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致する。また、59年、63年及び平成2年については、夫婦2人分の国民年金保険料の支払額が記載されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和62年1月から同年12月までの期間については、62年度の確定申告書の社会保険料控除欄には、国民健康保険料のみの記載となっており、国民年金保険料の記載はないことなど、当該期間については、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月から61年12月までの期間及び63年1月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4981

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年10月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を集金人に納付していた。昭和37年12月に結婚することが決まっていたものの、保険料を父が納付しなかったとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間はすべて納付済みであり、申立期間は10か月と短期間である。また、申立人の国民年金の手帳記号番号と連番で手帳記号番号が払い出され、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする父親は、昭和36年4月から60歳に到達するまでの保険料をすべて納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から同年6月まで

私の妻は、私が会社を退職後、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和51年4月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、申立期間は5か月と短期間である。また、申立人は、妻に保険料を納付してもらったこと、妻にも国民年金の加入を勧めたことなどを明確に記憶している上、妻は、51年10月に国民年金に任意加入し、以後の保険料をすべて納付しているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から51年3月まで

私は、厚生年金適用会社から個人経営の会社に移った際、国民年金の加入手続を行った。これまで国民年金保険料に関して未納があるとの意識は全く無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和54年3月以降は付加保険料も納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が厚生年金保険適用事業所を退職した直後の49年8月ごろ払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立人が所持する国民年金手帳から申立期間中の住所変更手続が適切に行われていることが確認でき、申立期間に係る納付書を受け取っていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日を、昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に船員保険から厚生年金保険に変わったが、同社に継続して勤務しており、船員保険料も控除されていたので、申立期間も船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人は昭和46年5月1日からA社における船員保険被保険者としての加入記録が確認できるところ、複数の同僚の供述から、同年7月1日において船員から地上勤務に勤務形態が変更になったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年5月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のB社は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和46年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤

って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和61年5月6日に、資格喪失日に係る記録を同年9月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月6日から同年9月7日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和61年5月6日から同年9月6日までA病院に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された在籍証明書、健康保険組合発行の健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに健康保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が申立期間に勤務していたことが認められる。

また、A病院において、申立人の申立期間に係る健康保険組合の加入記録が有り、同病院では、従業員を通常、健康保険と厚生年金保険に一体として加入させていることから、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険組合発行の健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに健康保険被保険者資格喪失確認通知書から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の申立どおりの届出を行っていないことを認めており、

この結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 5 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の59万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(62万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(59万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年6月27日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、執行役員として勤務していたが、社会保険関係の事務手続に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初59万円と記録され、平成20年11月17日に59万円から62万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正届に基づく標準報酬月額(62万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(59万円)となっている。

しかしながら、申立人の申立期間における勤務実態については、雇用保険の

記録及びA社の賃金台帳により、申立人が申立期間の全期間にわたって同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時に申立人が加入していた健康保険組合からの回答により、申立人のA社における健康保険の資格取得時及び申立期間における標準報酬月額は上限額の98万円であったことが確認できる上、賃金台帳からも、申立期間の全期間にわたり標準報酬月額62万円に相当する厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(62万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事務部門を担当するB社は、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成3年9月から4年9月までは24万円、4年10月から5年1月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月3日から5年2月28日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていない。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、銀行取引明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録確認）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年9月から4年9月までは24万円、同年10月から5年1月までは36万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年2月28日の後の同年10月6日に、24万円の記録が20万円に、36万円の記録が30万円に訂正され、さらに、同年12月22日には、これらの記録がすべて13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、社会保険庁の記録によると、同社において数名の標準報酬月額の記録についても、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な

理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人に係る標準報酬月額の記録を、平成3年9月から4年9月までは24万円、4年10月から5年1月までは36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から同年4月1日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者記録では、昭和44年3月1日に同社C店で資格喪失、同年4月1日に同社B店で資格取得したこととなっているが、実際には、同年3月13日付けで、同社C店から同社B店へ転勤しており、継続して勤務しているため申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和44年3月13日に同社C店から同社B店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、同社では、申立人については、昭和44年3月1日に同社B店で資格取得する取扱いとすべきものと考えられること及び申立期間に係る厚生年金

保険料を給与から控除していたと考えられることについて供述しているが、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月15日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社C営業所から同社D営業所に勤務となり、D営業所で勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同僚の供述から、申立人は昭和33年8月ごろにA社営業所に異動したことがうかがえるが、申立人と同時期に同社本社から同社D営業所に異動した複数の従業員がいずれも同年11月1日に同社本社において厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、当該従業員は、資格を喪失するまで本社から給与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたとしていることから、申立期間当時の同社D営業所においては、開設準備のため給与その他の事務に関しては、それぞれ異動前の事業所において事務を行っていたものと推認されることから、申立人の、同社C営業所における資格喪失日を同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和33年7月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月20日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月4日から同年5月1日まで
② 平成4年11月16日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、両申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。両申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成4年4月20日から同年5月1日までの期間については、A社から提出のあった賃金台帳、申立人から提出のあった給与明細書及び同社の事業主の供述から判断すると、申立人が、同社に当該期間も継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、賃金台帳により、平成4年4月分の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年5月分から同年11月分の給与において7か月分の保険料が控除されていることが確認できることから、A社においては、保険料を翌月控除していたと推認できる。

また、平成4年4月の標準報酬月額については、申立人の同年4月（5月支給）の給与明細書の総支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないことを認めている上、厚生年金保険における資

格取得日と雇用保険の加入日が同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主は平成4年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間①のうち、同年4月20日から同年5月1日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成4年3月4日から同年4月19日までの期間については、上記賃金台帳及び給与明細書から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、採用当初は臨時雇用であったため、申立人の就労日数が少なかったとしており、平成4年4月20日に正社員になるまでの期間については、厚生年金保険には加入させず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。このことは、勤務状況の記録もある上記賃金台帳において、給与の支給対象期間（毎月15日締め）における出勤日数が11日となっている同年3月分給与及び出勤日数が8日となっている同年4月分の給与からは厚生年金保険料の控除の記録が無いことから裏付けられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち、平成4年3月4日から同年4月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録が無く、A社の賃金台帳により申立人が同社に勤務していたことを認めることはできない。

さらに、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成4年11月16日であり、申立人の主張する同年11月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②において厚生年金の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月26日から4年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成3年12月26日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していたA社の給与明細書により、申立人は平成3年12月26日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び平成4年7月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年12月から4年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所に届出を行っていなかった。同社は、〈届出日〉（別添一覧表参照）に誤りに気づき、社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳の写しにより、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付してい

ないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	届出日	標準賞与額
2741	女		昭和25年生		平成16年8月25日	平成20年4月15日	10万円
2742	女		昭和52年生		平成16年8月25日	平成20年4月15日	5万円
2743	女		昭和26年生		平成17年8月31日	平成20年2月7日	10万円
2744	男		昭和36年生		平成17年8月31日	平成20年2月7日	10万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②については<標準賞与額②>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① <申立期間①>（別添一覧表参照）
② <申立期間②>（別添一覧表参照）

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所に届出を行っていなかった。同社は、<届出日>（別添一覧表参照）に誤りに気づき、社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①については<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②については<標準賞与額②>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①については<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②については<標準賞与額②>（別添一

覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間①	申立期間②	届出日	標準賞与額①	標準賞与額②
2745	男		昭和32年生		平成16年8月25日	平成16年12月3日	平成20年4月15日	15万 円	76万 円
2746	男		昭和31年生		平成16年8月25日	平成16年12月3日	平成20年4月15日	10万 円	51万 6,000 円
2747	男		昭和52年生		平成16年8月25日	平成16年12月3日	平成20年4月15日	10万 円	48万 9,000 円
2748	女		昭和53年生		平成16年8月25日	平成16年12月3日	平成20年4月15日	10万 円	33万 7,000 円
2749	女		昭和49年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	3万 円	30万 7,000 円
2750	男		昭和38年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	11万 9,000 円	40万 9,000 円
2751	女		昭和31年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	28万 9,000 円
2752	男		昭和57年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	42万 1,000 円
2753	男		昭和57年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	42万 1,000 円
2754	女		昭和39年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	28万 9,000 円
2755	女		昭和52年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	44万 9,000 円
2756	女		昭和57年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	42万 1,000 円
2757	男		昭和49年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	42万 1,000 円
2758	女		昭和54年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	42万 1,000 円
2759	男		昭和51年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	50万 8,000 円
2760	女		昭和32年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	33万 7,000 円
2761	女		昭和55年生		平成17年8月31日	平成17年12月5日	平成20年2月7日	5万 円	42万 1,000 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②については<標準賞与額②>（別添一覧表参照）、申立期間③については<標準賞与額③>（別添一覧表参照）、申立期間④については<標準賞与額④>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月25日
 ② 平成16年12月3日
 ③ 平成17年8月31日
 ④ 平成17年12月5日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所に届出を行っていなかった。同社は、平成20年2月7日及び同年4月15日に誤りに気づき、社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間①につ

いては<標準賞与額①> (別添一覧表参照)、申立期間②については<標準賞与額②> (別添一覧表参照)、申立期間③については<標準賞与額③> (別添一覧表参照)、申立期間④については<標準賞与額④> (別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①については<標準賞与額①> (別添一覧表参照)、申立期間②については<標準賞与額②> (別添一覧表参照)、申立期間③については<標準賞与額③> (別添一覧表参照)、申立期間④については<標準賞与額④> (別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額①	標準賞与額②	標準賞与額③	標準賞与額④
2762	男		昭和25年生		10万円	69万5,000円	15万円	65万2,000円
2763	女		昭和38年生		15万円	50万6,000円	13万円	51万7,000円
2764	男		昭和47年生		15万円	55万8,000円	13万円	56万1,000円
2765	男		昭和49年生		15万円	54万4,000円	20万円	55万9,000円
2766	男		昭和49年生		20万円	53万8,000円	27万5,000円	55万9,000円
2767	男		昭和48年生		10万円	49万円	12万円	50万円
2768	男		昭和51年生		20万円	52万7,000円	25万9,000円	54万6,000円
2769	男		昭和43年生		15万円	47万6,000円	17万7,000円	51万8,000円
2770	女		昭和48年生		10万円	38万6,000円	12万円	39万5,000円
2771	男		昭和46年生		10万円	41万6,000円	15万円	43万1,000円
2772	女		昭和43年生		30万円	55万4,000円	28万3,000円	57万6,000円
2773	男		昭和53年生		15万円	45万9,000円	44万5,000円	48万3,000円
2774	女		昭和35年生		10万円	34万2,000円	16万円	37万2,000円
2775	女		昭和49年生		15万円	37万円	18万円	38万4,000円
2776	女		昭和38年生		10万円	23万円	18万7,000円	25万円
2777	女		昭和52年生		15万円	36万4,000円	18万円	37万9,000円
2778	男		昭和54年生		10万円	33万2,000円	10万円	34万1,000円
2779	女		昭和53年生		10万円	35万5,000円	14万円	36万8,000円
2780	女		昭和55年生		10万円	34万3,000円	13万円	35万7,000円
2781	女		昭和51年生		10万円	36万3,000円	12万円	37万3,000円
2782	男		昭和54年生		20万円	40万5,000円	18万円	42万1,000円
2783	女		昭和42年生		10万円	33万9,000円	10万円	34万6,000円
2784	女		昭和49年生		10万円	32万円	10万円	34万6,000円
2785	女		昭和31年生		15万円	46万9,000円	12万円	48万1,000円
2786	女		昭和57年生		10万円	32万円	12万円	35万4,000円
2787	男		昭和45年生		10万円	47万2,000円	8万円	47万2,000円
2788	男		昭和52年生		15万円	45万9,000円	33万5,000円	47万8,000円
2789	男		昭和53年生		10万円	43万9,000円	16万円	45万5,000円
2790	女		昭和53年生		10万円	33万7,000円	18万円	35万2,000円
2791	女		昭和56年生		5万円	42万3,000円	17万円	43万7,000円
2792	女		昭和56年生		5万円	42万1,000円	15万円	43万5,000円
2793	男		昭和55年生		5万円	32万4,000円	14万円	36万1,000円
2794	男		昭和45年生		10万円	53万2,000円	28万6,000円	55万3,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C 磁業所における資格取得日に係る記録を昭和 22 年 10 月 10 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 10 日から 23 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 社C 磁業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いという回答をもらった。しかし、同社C 磁業所には、昭和 22 年 10 月 10 日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録及び申立人の複数の同僚の供述により、申立人が昭和 22 年 10 月 10 日からA 社C 磁業所に勤務していたことが認められる。

また、B 社は、申立期間当時、A 社では、従業員を入社日から厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人の配属された同社C 磁業所において、他の磁業所と異なる取扱いをしていたとは考え難いことから、申立人についても、昭和 22 年 10 月 10 日の入社日から厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられるとしている。

一方、申立人は、自分と同時期にA 社に入社し、同社C 磁業所に配属されたとする同僚を、上記同僚を含めて7 人記憶しているところ、当該同僚全員の資格取得日は、社会保険事務所において、申立人と同様に昭和 23 年 2 月 1 日と記録されている。しかし、そのうちの一人の同僚が自分の退職時にB 社の人事担当部署から渡されたとする「厚生年金保険被保険者資格調査票」には、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 22 年 10 月 10 日と記載されており、また、当該同僚を含む複数の同僚は、入社月から厚生年金保険料が給与から控除されていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年2月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 2801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を平成3年6月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月27日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に転勤はあったが継続して同社に勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された人事原簿、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の加入記録及び平成3年分源泉徴収票により、申立人がA社に継続して勤務し（平成3年6月27日に同社D支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、平成3年7月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②については<標準賞与額②>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①平成18年7月10日
②平成18年12月8日

申立期間において、A社から支給された賞与についての標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、平成21年3月に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、各申立期間の記録は給付に反映されないため、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間①については<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②については<標準賞与額②>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立期間①については<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②については<標準賞与額②>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額①	標準賞与額②
2814	女		昭和40年生		105 万円	150 万円
2815	男		昭和43年生		55 万円	70 万円
2816	男		昭和47年生		50 万円	70 万円
2817	男		昭和46年生		50 万円	70 万円
2818	男		昭和54年生		45 万円	65 万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月8日

申立期間において、A社から支給された賞与についての標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、平成21年3月に社会保険事務所に当該訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、各申立期間の記録は給付に反映されないため、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
2819	男		昭和25年生		45 万 円
2820	女		昭和54年生		25 万 円
2821	女		昭和55年生		5 万 円
2822	女		昭和38年生		5 万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和45年2月1日に、資格喪失日に係る記録を47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年2月から同年9月までを5万2,000円、同年10月から46年9月までを6万4,000円及び同年10月から47年9月までを9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月1日から47年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C本部に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本社からC本部に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった職歴証明書及びD健康保険組合の適用台帳から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間においては同僚の供述から同社C本部に勤務していることが認められる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、A社C本部は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立人の上司・同僚は、同社B支店において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人の申立期間における被保険者記録についても同社B支店の記録とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同年齢の同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和45年2月から同年9月までを5万2,000円、同年10月から46年9月までを6万4,000円及び同年10月

から47年9月までを9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことが確認できる。こうしたことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届け出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和45年2月から47年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年3月10日、資格喪失日が55年9月1日とされ、当該期間のうち、55年8月1日から同年8月31日までの期間は、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を昭和55年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員台帳及び社会保険台帳から判断すると、申立人はA社に昭和55年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和55年7月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年1月28日に、事業主が昭和55年当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年8月の保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和34年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月26日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社B工場から同社C工場への異動はあったが、同社に継続して勤務し厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の発行した在職証明書、社員名簿、社史、辞令及び同社同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和34年1月26日に同社B工場から同社C工場に異動し、申立期間に同社C工場に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社C工場は、昭和34年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、適用事業所としての記録は無い。

しかし、A社の経理担当者は、申立期間当時、同社C工場の給与計算は同社本社において一括して行っていた旨供述している。また、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和34年1月26日に同社B工場から同社C工場に異動した後も、同年5月26日まで同社B工場において厚生年金の被保険者となっている。このことから、申立人は、申立期間についても、同社B工場において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社における申立期間前後の勤務は継続しており、勤務先の同社C工場が厚生年金保険の適用事業所となる日(昭和34年7月1日)まで、申立人の被保険者記録は、同社B工場において引き続き有すべきであり、同社B工場が誤って申立人の資格を喪失させてしまったものと考えられることから、申立人の資格喪失日を、同年7月1日とする必要がある。

申立期間の標準報酬月額については、昭和34年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月26日から同年9月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成18年9月25日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の健康保険・厚生年金喪失証明書及び同社の人件費台帳により、申立人が同社に平成18年9月25日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、平成18年7月の社会保険事務所の記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が届け出た厚生年金保険資格喪失届の資格喪失日が平成18年8月26日と記載されていること及び事業主が社会保険事務所に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和34年4月16日から同年9月1日までの期間及び同年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA省B局C事務所（現在は、D省E局F事務所）における資格取得日に係る記録を同年4月16日、喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年4月から同年8月まで及び同年10月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和34年4月から同年8月までの期間については明らかでないと認められ、同年10月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和34年4月16日から同年9月1日まで
②昭和34年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A省B局C事務所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。同事務所には昭和34年4月からこれらの期間も含めて継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省E局から提出のあった申立人に係る在籍証明書及び同局F事務所から提出のあった労務者名簿から判断すると、申立人が昭和34年4月16日から申立期間①及び②も含め、36年6月16日までA省B局C事務所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記関連資料及びD省E局F事務所から提出のあった申立人に係る組合員原票から、申立人は、昭和34年4月16日に技術補助としてA省B局C事務所に採用され、同年11月1日に技術員行政職として同事務所に採用されるとともに、同日にA省共済組合に加入していることが確認できる。

なお、D省E局F事務所が保管する申立人に係る人事記録には、当初、上記

関連資料の記載とは異なり、申立人が昭和 34 年 5 月 1 日に A 省 B 局 C 事務所に採用され、同年 10 月 30 日に同事務所を退職した旨、誤って記載されていたが、昭和 59 年に申立人の求めにより、上記関連資料のとおり記録の訂正が行われていることが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人の A 省 B 局 C 事務所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 34 年 9 月 1 日、喪失日が同年 10 月 31 日となっており、同年 4 月 16 日から同年 9 月 1 日までの申立期間①及び同年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの申立期間②について、申立人の同事務所における厚生年金保険の加入記録が無い。

このことについて、D 省 E 局 F 事務所では、申立人に係る厚生年金保険に関する資料を保存していないため、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないとした上で、申立期間②については、「当時の実態等にかんがみ、勤務が継続していることにより、厚生年金保険の加入も継続していると考えるのが通常であり、社会保険事務所の記録上、申立人の資格喪失日が昭和 34 年 10 月 31 日となっている合理的な理由は見当たらない」としながらも、申立期間①については、「当時の実態として、申立人の職種である日々雇用であった非常勤職員については、数か月の期間を経て、実績を見て厚生年金保険に加入させていたのが通常であり、申立人の加入時期（昭和 34 年 9 月）についても通常のことであると考えられる」としている。

しかし、社会保険事務所の A 省 B 局 C 事務所に係る被保険者名簿から、申立期間①及び②当時並びにその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、申立人と同様に技術補助として同事務所に採用されたとしている 3 人の従業員は、いずれも同事務所への採用後間もなく厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨供述している。

また、これら申立人と同一職種の 3 人の従業員が A 省 B 局 C 事務所に採用されたと供述している日と、社会保険事務所の同局同事務所に係る被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、申立人と同様に国家公務員試験に合格後採用されたと供述している 1 人については、採用日及び資格取得日が同日となっていることから採用と同時に厚生年金保険被保険者となっていることが確認でき、残りの 2 人についても、採用同月及び採用月の翌月 1 日にそれぞれ厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

なお、社会保険事務所の記録では、これら申立人と同一職種の 3 人の従業員の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、いずれも彼らが共済組合に加入した月の 1 日となっており、厚生年金保険の加入記録と共済組合の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた上司は、申立期間①及び②当時、A 省 B 局 C

事務所では、申立人のように技術補助として同事務所に採用された従業員については、採用直後から行政職として同事務所に採用されるまでの期間は、いわゆる「非常勤の常勤職員」として厚生年金保険に加入させる取扱いを行っており、申立人のみ5か月もの未加入期間が生じている合理的な理由は見当たらない旨供述している。

加えて、D省E局F事務所では、高等学校卒業後にA省B局G事務所(H県)に採用され勤務していた臨時職員について、過去に公表された先例を挙げて、申立人も同様の取扱いであったと考えられる旨主張している。しかし、当該臨時職員は、国家公務員試験に合格し、大学を卒業後に技術補助として採用され、その後行政職として採用された申立人と、職種、業務内容、所属機関等が明らかに異なっている。また、上記のとおり、当時、A省B局C事務所では、申立人と同一職種の従業員について、いずれも採用後すぐに厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立人のA省B局C事務所における申立期間①及び②前後の勤務は継続しており、当時の上司の供述及び申立人と同一職種の従業員の厚生年金保険の加入記録から判断すると、昭和34年11月1日にA省共済組合に加入するまで、申立人の厚生年金保険の被保険者資格は継続されるものと考えられることから、申立人の同事務所における厚生年金保険の被保険者資格取得日を同年4月16日、喪失日を同年11月1日とすることが必要である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和34年9月の社会保険事務所の記録及び申立人と同一職種の従業員の記録から判断すると、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和34年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場

合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、関連会社であるC社からA社に転籍した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにB社から提出のあった人事異動通知及び申立人に係る個人経歴記録表から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日に関連会社であるC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事

務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における資格喪失日は、平成2年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和43年の入社時から申立期間を含め、平成12年まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出のあった申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の企業年金基金から提出のあった厚生年金基金加入員台帳には、申立人の同社B支社における資格喪失日は平成2年8月1日と記載されている。

また、A社では、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出においては、複写式の届出様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成2年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、平成2年7月の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳及び2年6月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月20日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにB社から提出のあった申立人に係る職員票及び転勤辞令から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年10月20日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、事業主が昭和40年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年9月11日にA社（現在は、B社）C支店において厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の同支店に係る厚生年金保険の資格喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月11日から同年9月11日まで

退職前にA社から厚生年金保険に1か月の未加入期間があると言われ、社会保険事務所に加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、A社C支店に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険、D厚生年金基金及びE健康保険組合の加入記録並びにB社から提出された在職証明書及び給与明細書により、申立人が申立期間の昭和44年8月11日から同年9月10日までについてもA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は昭和44年8月11日にA社C支店における厚生年金保険の資格を喪失しており、申立期間は被保険者としての記録が無い。

一方、D厚生年金基金の加入員台帳において、申立人のA社C支店における資格喪失日は、昭和44年9月11日と記録されている。

また、A社が加入していたD厚生年金基金は、申立期間当時、厚生年金保険の資格の得喪に係る届出書は複写式で厚生年金基金の資格の得喪に係る届出書と一体のものであったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和44年9月11日に申立

人がA社C支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D厚生年金基金の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月26日から同年5月7日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時に異動はあったが、A社C支店に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在職証明書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和40年4月26日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる関連資料は残っていないものの、社内規程に基づき適切に処理を行っていたはずと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本部における資格取得日に係る記録を昭和45年4月2日に、資格喪失日に係る記録を同年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月2日から同年5月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社本部に勤務した申立期間について加入記録が無く、その原因として、同社の手続ミスが考えられる旨の説明を受けた。

しかし、申立期間当時に異動はあったが、A社本部に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在職証明書から判断すると、申立人は、申立期間もA社本部に継続して勤務し(同社C支店から同社本部に異動し、同社本部から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月及び同年5月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる関連資料は残っていないものの、社内規程に基づき適切に処理を行っていたはずと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、

これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和51年11月25日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月16日から同年11月25日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に在籍したまま、同社の関連会社であるB社に出向していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

本件の申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することは無く、年金支給額に変更が無いことは承知しているが、申立期間当時、A社に勤務していたことは確かであるため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和49年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、51年11月16日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、雇用保険の加入記録及び同社から提出された人事記録（人事略歴）により、申立人は、同年11月24日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年11月25日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月26日から41年1月5日まで

A社に、昭和40年8月に再入社した。同年11月にはBから感謝状をもらったことを記憶しており、給料から厚生年金保険料が控除されていたことも記憶している。しかしながら、再入社した際の申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、同期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の当時の社会保険担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年1月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の社会保険担当者は、申立人に係る申立期間の資格取得手続を忘れていたと供述していることから、事業主は申立人に係る昭和40年8月26日の資格取得日を届けておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を昭和63年6月から平成元年8月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、A社の事業主は、昭和63年6月から平成元年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから申立期間②の標準報酬月額に係る記録を平成4年3月から5年4月までは38万円に、5年5月から6年5月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、B社の事業主は、平成4年3月から6年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月3日から平成元年9月21日まで
② 平成4年3月1日から6年6月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社の申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていた。当時の給料明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間①の標準報酬月額については、昭和63年6月から平成元年8月までは11万8,000円、申立期間②の標準報酬

月額については、平成4年3月から同年7月までは30万円、同年8月から5年7月までは34万円、同年8月から6年5月までは38万円と記録されている。

しかしながら、申立人が提出した給料明細書から、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、昭和63年6月から平成元年8月までの期間については15万円、申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、平成4年3月から5年4月までの期間については38万円、5年5月から6年5月までの期間については50万円に訂正することが妥当である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書において確認できる報酬月額と社会保険庁の記録による標準報酬月額が、申立期間①の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書において確認できる報酬月額と社会保険庁の記録による標準報酬月額が、給料明細書が提出されている平成4年3月から5年12月までの期間は一致していない上、6年1月から同年5月までの給料明細書が提出されていないものの、同期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額の変更の事情は見当たらないことから、事業主は、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を昭和62年9月から63年2月まで17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月1日から63年3月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額となっていない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、同社が昭和63年3月31日に全喪しているところ、同社の全喪後の同年4月21日に、62年10月1日の定時決定17万円がさかのぼって取り消され、62年9月1日の月額変更処理として6万8,000円とされている。また、申立人の資格喪失処理（喪失日：63年3月31日）も63年4月21日に行われている。社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、昭和62年9月から63年2月までの記録は、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が当初社会保険事務所に届け出た標準報酬月額である17万円の標準報酬月額とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月21日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和55年4月21日から平成17年12月末日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。保管している申立期間当時の給与明細書で厚生年金保険料控除が確認できるので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給与明細書、B健康保険組合からの回答書、及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成13年10月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。しかし、申立期間当時、同社は法人事業所であり、複数の同僚の証言から同社の従業員数は申立人を含み3名の在籍を確認することができたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成13年9月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していたとしているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことから、

申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年10月及び同年11月については36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月21日から同年12月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A協会に勤務していた平成7年10月21日から8年7月20日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA協会における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月及び同年11月については36万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A協会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年12月31日）以降の8年4月25日付けで、申立人を含む10名の従業員の標準報酬月額に係る記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額を7年10月及び同年11月については36万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようなさかのぼりにより記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年10月及び同年11月については36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に昭和41年4月1日から継続して勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に異動はしたが継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの在籍証明書及び回答書並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和37年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月20日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和35年10月にA社に入社してから40年1月に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年2月20日に同社C店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、同社C店において昭和37年2月20日に資格を喪失し、同年8月1日に同社B営業所において資格取得していることが確認でき、申立期間における加入記録は無く、同社本社における被保険者記録も無い。

このことについて、申立人はA社B営業所に勤務したことは無く、同社B営業所において記録されている期間は同社本社に勤務していたと供述している。また、申立人と同社本社で一緒に勤務した同僚は「理由は分からないが、本社勤務の社員のうち数十人が、本社の被保険者とはならずB営業所の被保険者とされたと聞いている。自身もその取扱いを受けた。」と供述しており、同社B営業所の被保険者名簿には、当該同僚の氏名が確認できることから、申立人の申立期間の被保険者記録については、同社B営業所の資格取得日を昭和37年

2月20日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年1月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和34年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月20日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和31年の入社以来、46年までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、並びに事業主から提出された在籍証明書、事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年4月20日に同社B事業所から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年5月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和34年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月25日から同年4月15日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B工場で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和23年4月から継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録から、申立人は同社に昭和23年4月5日から継続して勤務し（昭和25年3月25日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和25年4月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月20日から同年12月12日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和28年4月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社は、昭和36年12月11日にB社及びC社に分社しており、申立人は同年12月12日に同社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和60年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入記録及びA社から提出のあった申立人の退職届から、申立人は、同社に昭和60年7月31日まで勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入記録によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和60年8月1日と記録されており、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への資格の得喪に係る届出様式は複写式で一体のものであったことから、申立人が同年8月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年6月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月30日から同年7月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に勤務工場間の異動はあったものの、同社には、継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年7月21日にA社から系列会社B社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月19日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、入社した平成11年3月19日から同年4月1日までの期間の加入記録が無かった。同社の所得税源泉徴収簿により申立期間に係る保険料控除が確認できるので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する所得税源泉徴収簿及び雇用保険の記録から、申立人は、平成11年3月19日から同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年4月の社会保険事務所の記録及び所得税源泉徴収簿における保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人の平成11年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年3月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月23日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、入社した平成11年3月23日から同年4月1日までの期間の加入記録が無かった。同社の所得税源泉徴収簿により申立期間に係る保険料控除が確認できるので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する所得税源泉徴収簿及び雇用保険の記録から、申立人は、平成11年3月23日から同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年4月の社会保険事務所の記録及び所得税源泉徴収簿における保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立どおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人の平成11年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成3年7月から4年3月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年7月1日から4年7月1日まで

社会保険事務所の記録では、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が8万円となっている。申立期間中は、同社から150万円前後の報酬を受け取っており、当該金額に基づいた厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年7月から4年3月までの期間については、社会保険事務所の記録では、当初、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）の後の5年3月8日付けで、申立人を含む34名について、3年7月1日に遡及して標準報酬月額が8万円に減額処理されている。

また、申立人は、上記の減額処理について全く承知していないと供述し、当時のA社の代表取締役であった元夫は、申立人は当時上記減額処理を知り得る立場に無かったと供述している。

さらに、商業登記簿謄本により、平成4年6月30日に申立人はA社の役員を辞任したことが確認でき、社会保険事務所の記録から同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は上記の減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成3年7月から4年3月までの期間に係る標準報酬月額を遡及して減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったと

は認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円と訂正することが必要であると認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成 4 年 4 月から同年 6 月までの期間については、当該期間に係る標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して減額処理された記録は無い上、A 社は既に解散し、事業主は、申立人に対する給与の支給状況、保険料控除等を確認できる資料を保管していないと供述している。

また、申立人は、給与明細書等給与の支給状況、保険料控除等を確認できる資料を保管しておらず、給与振込先の銀行名・口座番号も分からないと供述している。

このほか、平成 4 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和60年10月から61年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それ以前の期間の半分になっていた。当時の給与明細書で給与額、保険料控除額が確認できるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管している賃金台帳及び申立人が保管している給与明細書において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和60年10月から61年9月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳及び給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該

標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和57年4月1日、資格喪失日が平成元年4月1日とされ、当該期間のうち、元年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月30日から同年4月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入期間が無い。同社には、申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る人事記録及び退職願並びに照会回答結果から判断すると、申立人が、同事業所に平成元年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年5月30日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失訂正の届出を行っている

ことから、社会保険事務所は、申立人に係る元年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月30日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、平成15年8月31日まで継続勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された賃金台帳及び同社の回答書により、申立人が同社に平成15年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳の平成15年8月に係る保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について、平成15年9月1日として社会保険事務所に届け出るべきところを、同年8月30日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和59年4月1日、資格喪失日が平成元年10月1日とされ、当該期間のうち、元年9月21日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を元年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月21日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社には、平成元年9月30日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が保管しているA社における勤務期間すべてに係る給与明細書及び同社人事課長の供述から、申立人は昭和59年4月1日から平成元年9月30日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を

認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、平成元年9月の給与明細書の報酬額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月7日に、事業主が当時の事務手続を誤ったとして資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る元年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの期間及び46年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年3月まで
② 昭和46年12月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続は、夫が夫婦二人分を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料は、私が、それまで未納であった保険料のすべてを第2回特例納付で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料を第2回特例納付で納付した期間、納付金額等の記憶が曖昧であるとともに、申立人夫婦の国民年金の加入手続をしたとする夫も、加入時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、昭和48年9月に強制被保険者として国民年金の資格を取得していることが確認でき、当時、申立期間は未加入とされていた期間で、保険料をさかのぼって納付することができなかつた期間であると考えられる。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、48年10月ごろに夫婦連番で払い出され、それまで未納であった36年4月から43年3月までの保険料を、第2回特例納付で納付していることが確認でき、これにより、申立人は、60歳到達時まで保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たすことが可能になったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、いずれも平成元年9月の社会保険庁による記録整備に

よって、国民年金被保険者資格の未加入期間であったものが、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

私は、申立期間当時、父が経営する会社で働いていた。父は、役所関係の手続には厳格であったので、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、両親から申立人の国民年金に関する話を聞いたことが無く、現在所持している年金手帳以外の手帳を見た記憶も無いと説明しているなど、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から63年3月まで
私の父は、申立期間の私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、昭和41年1月に実家から他県に転居しており、父親が居住する市で申立人の保険料を納付することは困難であると考えられるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4930

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から59年1月まで

私は、婚姻した昭和47年6月に国民年金に加入し、口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料を口座振替した時期及び申立期間当時の保険料額の記憶が曖昧である。また、申立期間当時、申立人と同じ金融機関で口座振替により保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4931

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から49年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和43年に私の国民年金の加入手続をし、姉の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、母親が保険料を納付していたとする郵便局では、申立期間当初は国民年金保険料の収納を取り扱っていなかったことが確認できる。さらに、申立人の母親が保険料を納付していたとする姉も、申立期間の保険料は未納となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年6月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで
私の兄は、同居していた私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる兄から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間直後の昭和37年7月から38年5月までの保険料が、39年12月に過年度納付されており、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年8月まで

私は、昭和58年4月に国民年金の加入手続をし、納付書により保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和58年9月に、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出され、国民年金に任意加入したことが確認でき、制度上申立期間の保険料はさかのぼって納付することはできないとともに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から55年12月まで

私は、昭和46年2月に会社を退職する際に、担当者から健康保険と厚生年金保険の資格が無くなるので、国民健康保険と国民年金の加入手続を速やかにするよう言われ、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をし、それぞれの保険料を納付してきた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の状況及び申立期間の保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持している表紙がオレンジ色の国民年金手帳は、昭和49年11月以後に交付されていたものであり、申立人は、ほかに国民年金手帳を所持していなかったとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から55年9月まで

私は、昭和51年当時はまだ学生だったので母に国民年金の加入手続きをしてもらい、国民年金保険料は母が口座振替の手続きをして、父の銀行口座から納付していた。就職活動を始めた昭和55年4月からは、私が毎月区役所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付金額についての記憶は曖昧であり、申立人の母親から加入手続きや納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、納付方法は当時の納付方法と合致していないなど、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成元年3月まで

私は、会社退職後の昭和61年12月に国民年金の再加入手続をした。国民年金保険料の督促の納付書が届いた時は、必ず金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の再加入手続の時期、手続の場所等の記憶が曖昧である上、申立期間前の厚生年金被保険者期間が平成3年5月に記録統合される前は、申立期間は未加入期間として記録管理されていたことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金への再加入手続の時期は申立人の所持する国民年金手帳の記載から平成3年5月と推認でき、再加入手続の時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から37年12月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続きを行い、兄の分と一緒に3か月ごとに郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の、国民年金への加入時期、保険料の納付方法、場所等に関する記憶は曖昧である上、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶も無い。また、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が一緒に保険料を納付したとする同居の兄も申立期間は未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年11月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4950

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月

私は、昭和61年9月に会社を退職した後、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付方法等に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の資格取得年月日が昭和61年10月1日と記載されており、申立期間は国民年金に未加入となるため、制度上保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年3月までの期間、41年1月から43年3月までの期間、47年1月から同年12月までの期間、49年1月から同年12月までの期間及び53年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から39年3月まで
② 昭和41年1月から43年3月まで
③ 昭和47年1月から同年12月まで
④ 昭和49年1月から同年12月まで
⑤ 昭和53年4月から同年9月まで

私は、時期ははっきりしないが、自宅に来た区役所か社会保険事務所の職員に、未納期間があると言われ、区役所支所へ行き約20万円の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人がまとめて保険料を納付したとする平成の始めのころは、特例納付の実施期間外であり、納付したとする金額も、第3回特例納付により、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額と大きく異なる。また、申立人及び妻は、昭和60年4月に51年4月から53年3月までの期間のうち免除期間の保険料を一括追納しており、申立人が申立期間の保険料を一括納付した際に、納付する保険料額は当時の金額でよいと言われたとする説明は、追納による納付方法に近いものである上、申立人の妻が記憶している一括納付した時期は、当該追納を行ったとする時期に近いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月

私は、20歳になったときに国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は自宅に届いた納付書で金融機関に納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人及び当時同居していた母親は、申立人が平成3年11月1日に国民年金の被保険者資格を喪失して以降に国民年金の被保険者資格再取得を行った記憶は無いと説明しており、当該期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月及び同年9月

私は、昭和63年7月ごろに区役所で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和63年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、納付したとする金額は、過年度納付と記録されている63年3月及び納付済みと記録されている63年7月の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から46年3月まで
私の両親は、昭和41年ごろに、両親と私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人が所持する申立期間直前の昭和41年6月に交付された国民年金手帳の申立期間の印紙検認記録欄には、当時申立人及び申立人の両親が居住していた市が実施していた印紙検認方式による検認印が押されていないなど、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年6月まで

私たち夫婦は、婚姻した昭和46年6月に国民年金に加入するとともに区の出張所で、これまで納付していなかった夫婦二人分の国民年金保険料を46年7月と10月の2回に分けて納付し、その後は毎月夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、昭和49年11月以後に交付されていた表紙がオレンジ色の年金手帳を所持しており、他に国民年金手帳を所持したことはないと説明しており、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料と相違する上、区の出張所で、46年7月及び10月に44年度及び45年度の保険料を納付したと説明しているが、当該区の出張所では過年度保険料の収納を取り扱っていなかったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年6月まで

私たち夫婦は、婚姻した昭和46年6月に国民年金に加入するとともに区の出張所で、これまで納付していなかった夫婦二人分の国民年金保険料を46年7月と10月の2回に分けて納付し、その後は毎月夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、昭和49年11月以後に交付されていた表紙がオレンジ色の年金手帳を所持しており、他に国民年金手帳を所持したことはないと説明しており、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料と相違する上、区の出張所で、46年7月及び10月に44年度及び45年度の保険料を納付したと説明しているが、当該区の出張所では過年度保険料の収納を取り扱っていなかったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年9月まで

私達夫婦は、昭和47年9月の洋菓子店開業から2年程経った頃に国民年金に加入し、それまでの未納分の保険料を納付したと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の夫は、申立期間の保険料を納付した時期及び金額等の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日を申立期間の始期の根拠としているが、当該年月日は、被保険者の20歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格喪失日等を基に特定されるものであり、実際に国民年金に加入手続をした時点又は保険料納付を開始した時点を表すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年1月に払い出されており、当該番号により、申立人夫婦は申立期間直後の50年10月からの保険料を過年度納付していることが確認できるが、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年9月まで
私の国民年金保険料は、夫が区役所で加入手続を行った後、金融機関で納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする夫は、加入時期、加入場所、保険料の金額及び納付方法の記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年10月に国民年金に任意加入することで払い出されており、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年10月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、母が納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年3月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4968

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年9月まで

私は、市役所で国民年金への加入手続を行い、会社から国民年金保険料をもらい納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年7月に払い出されているが、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿で、最初に保険料が納付されたことが確認できる平成2年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年から10年間、自宅近くの区役所の出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金への加入時期、保険料の納付方法等の記憶が曖昧である上、特殊台帳では、申立期間直後の昭和41年4月から42年3月までの保険料を47年に第1回特例納付により納付したことが確認できるが、当該時点では、申立人が60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たすことができないことから、必要月数を満たすために当該特例納付をしたと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年6月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4974

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年3月までの期間及び47年7月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から40年3月まで
② 昭和47年7月から49年9月まで

私の夫は、昭和50年に夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付したとされる申立人から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立人の長男、長女及び次女が申立人から申立人夫婦二人の保険料をすべて納付した旨聞いたとする昭和50年時点では、第3回特例納付により納付済みとされている申立期間①の直前の36年4月から38年2月までの保険料は未納であったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4975

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの期間及び47年7月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から40年3月まで
② 昭和47年7月から49年9月まで

私の夫は、昭和50年に夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされる申立人の夫から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立人の長男、長女及び次女が申立人の夫から申立人夫婦二人の保険料をすべて納付した旨聞いたとする昭和50年時点では、第3回特例納付により納付済みとされている申立期間①の直前の36年4月から38年6月までの保険料は未納であったなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び40年1月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年1月から42年3月まで

私の妻は、昭和37年3月に私の未納分の国民年金保険料を一括納付し、その後も保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、妻及び同居していたとする申立人の母親も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4977

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年5月まで

私は、会社を退職した昭和48年3月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
私の父は、私が20歳になった昭和39年1月ごろから平成8年ごろまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確である。また、申立人が所持する領収書により、昭和50年12月29日に、申立期間直前の39年1月から48年3月までの保険料を第2回特例納付により納付し、申立期間直後の48年10月から49年12月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間は、第2回特例納付の納付対象期間ではないことに加え、時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年3月まで

私の母は、私が20歳になった時から私の国民年金保険料を納付してくれていた。平成7年4月に就職した際、周りの友人は国民年金に加入していなかったが、自分は国民年金に加入していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間は基礎年金番号導入前であり、保険料を納付するためには国民年金の手帳記号番号が必要であったが、申立人が所持する年金手帳には、平成7年4月の就職により払い出された厚生年金番号のみが記入され、国民年金番号は無記入であるなど、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険の被保険者資格喪失後に国民年金の加入手続をした平成9年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶はないなど、基礎年金番号導入以前に国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から51年7月まで

私は、20歳の時から国民年金に任意加入し、生活が大変な時も将来のために国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は再婚後の昭和51年8月26日に任意加入被保険者として取得手続をしていることが確認でき、申立期間は未加入期間とされたため、納付書は発行されず、保険料を納付できない期間であったなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から56年5月まで

私は厚生年金保険の適用会社を退職後、昭和56年1月に市役所へ行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料額及び納付時期の記憶が曖昧であり、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は昭和56年6月に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入の場合にはさかのぼって保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

私は、時期ははっきりしないが、国民年金に加入した後、国民年金保険料を集金人に納付していた。国民年金手帳からは、昭和36年度から38年度までの国民年金印紙検認台紙が切り取られており、いずれも切り取られた箇所に割印があるので、この期間の保険料は納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年5月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金手帳の昭和36年度から38年度までの印紙検認台紙が切り取られた箇所に押された割印をもって保険料を納付していたと説明しているが、当該割印は保険料納付の有無にかかわらず、検認台紙を切り離したことの確認として押印されているものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から51年9月まで

私の姉は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、未納分の国民年金保険料全額を20歳にさかのぼって納付してくれた。納付金額は40万円くらいだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納めたとする姉から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、昭和55年6月17日に36年4月から40年7月までの保険料を第3回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、当該納付時点において、特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられること、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、申立期間及び第3回特例納付により納付済みとなっている期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違することなど、姉が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年4月まで

私は、昭和53年に国民年金の被保険者になったときに、母から学生当時の45年4月から国民年金に加入していたことを聞いた。申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4990

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年9月まで

私達夫婦は、昭和47年9月の洋菓子店開業から2年程経った頃に国民年金に加入し、それまでの未納分の国民年金保険料を納付したと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期及び金額等の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日を申立期間の始期の根拠としているが、当該年月日は、被保険者の20歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格喪失日等を基に特定されるものであり、実際に国民年金に加入手続をした時点又は保険料納付を開始した時点を表すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年1月に払い出されており、当該番号により、申立人は申立期間直後の50年10月からの保険料を過年度納付していることが確認できるが、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年9月まで
② 昭和62年1月19日から同年12月7日まで
③ 昭和63年6月から同年8月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①については同僚もいた。申立期間②については、預金通帳にB社からの給与振込記録があり、また、申立期間③については当時の「勤務割表」もあるので、いずれの申立期間についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録は確認できないものの、申立人が記憶していた同僚二人の供述から、申立人はA社に申立期間において勤務していたことは推認できる。

しかし、A社では、申立人について人事記録等の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないと回答している上、同社の派遣部門及び社会保険労務士事務所にも確認したが、申立人に関しての資料が無く厚生年金保険の取扱い等は不明であると回答している。

また、申立人は申立期間において、申立期間前に退職しているD社で健康保険の任意継続被保険者であったと供述しているところ、A社は、任意継続被保険者になっている者を厚生年金保険に加入させるようなことは無かったと回答している。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録は確認できないものの、申立人が保管していた預金通帳における振込明細により、B社に申立期間におい

て勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、平成12年6月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、解散後破産申請をし、破産廃止決定後一切の書類を廃棄していることから社員名簿などの資料は提出できず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについては不明であると供述している。

また、申立人は正社員ではなかったと供述しているところ、当時の事業主は、正社員以外のパートや契約社員は、社会保険には加入させていなかったと供述している上、同時期に入社し、同じ業務をしていたと申立人が記憶している同僚3人は、社会保険庁のオンライン記録でB社における厚生年金保険被保険者の記録が無い。

さらに、申立人が昭和61年3月に退職した申立期間前のD社は、申立人は63年3月まで同社の健康保険組合で任意継続被保険者として加入していたと回答している。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録は確認できないものの、申立人が提出した昭和63年7月の「勤務割表」により、C社（現在は、E社）に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社では、正社員以外のパート勤務者や契約社員については社会保険に加入させていなかったと供述しているところ、正社員ならば記載がある人事台帳に申立人の記録が無いことから、正社員ではなかったと回答している。

さらに、上記「勤務割表」において、申立人と同様に労働時間が短いことが確認できる従業員3人は、社会保険庁のオンライン記録では、C社に係る厚生年金保険被保険者の記録は確認できないことから、申立人はこれらの者と同様に同社において正社員ではなかったと考えられる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
平成 13 年ごろ、社会保険事務所で年金番号を統一する際に、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されていることとなっているところ、申立人が受給を認めている事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者のうち、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者にはすべてに「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいかがえないことから申立期間も併せて受給していたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 1 月 15 日まで
② 昭和 36 年 8 月 10 日から 37 年 9 月 13 日まで
③ 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 9 月 26 日まで

平成 20 年 7 月ごろ、社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 9 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 4 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 45

年2月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 25 日から 36 年 1 月 31 日まで
平成 20 年 11 月 17 日付けで、社会保険事務所から申立期間について脱退
手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。

しかし、脱退手当金を支給されたとする日には出産のため入院しており、
脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消して
ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所は、申立期間当時、脱退手当金の代理請求を行っていたと
説明している上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性の
うち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 1 月 31 日の前後
2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 名に
ついて脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退
手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者の一人は、
事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立
人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていること
を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額
に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2
か月後の昭和 36 年 4 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然
さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を
受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に
係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 4 日から 40 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 10 月 26 日まで

65 歳になった時に社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されていることとなっているところ、申立人が受給を認めている事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者のうち、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 12 月 30 日の前後 2 年以内に資格喪失した者にはすべてに「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから申立期間も併せて受給していたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したこと

を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月17日から38年10月6日まで
姉から年金額が少ないと言われたため、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金について会社から説明はなく、請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和39年1月13日の直前の38年11月30日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月15日から同年4月1日まで
② 昭和26年4月1日から29年12月4日まで
③ 昭和30年4月1日から35年1月17日まで

58歳ごろに、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金の制度については知らず、失業保険を受給し再就職するつもりでいたので、脱退手当金は受給していない。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年1月17日の前後2年以内に資格喪失した者7名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和35年3月29日の直前の同年2月15日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

い。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和35年3月29日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間後に厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さのほうがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年5月1日から25年8月1日まで
②昭和25年10月31日から26年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、両申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には両申立期間についても勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和24年5月1日からA社に勤務していたと申し立てているが、申立期間当時の事業主は、申立人を記憶していない上、同社は既に廃業しており、資料が残されていないため、当時の厚生年金保険の取扱いも不明としている。

そこで、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険の加入記録がある従業員8人に照会したところ、4人は消息不明であり、残る4人はいずれも申立人を知らないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含め300人以上が昭和25年8月1日に資格取得していることが確認できるが、申立期間当時の同社の人事担当者は、申立人は知らないが、昭和24年ごろは朝鮮戦争特需から、同社では毎月のように数百人規模で労働者を採用していたが、社員の厚生年金保険に係る取扱いは、試用期間を設けておらず、同日かあるいは直近に厚生年金保険に加入させていたはずであると供述している。

一方、申立人がA社と一緒に面接に行き、同日に採用されたとしている友人は、申立人と同じく昭和25年8月1日に厚生年金保険に加入していることが

社会保険事務所の記録から確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び申立人と同時に入社した友人を含め、204人が昭和25年10月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間①と同一の人事担当者は、A社の第2次人員整理により、昭和25年10月末に職員が整理されたと供述している。

さらに、申立人は、直属の上司やペアを組んで勤務した同僚の氏名について記憶していないことから、これらの者から当該期間の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月28日から同年10月29日まで
昭和25年3月に入社し30年6月に退職するまで継続してA社に勤務していたのに、B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年3月から30年6月に退職するまでA社に継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人が、申立期間当時に勤務していたとするA社B工場においては、当時厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が、申立人の他に7名いたことが確認でき、そのうちの4名は、同工場では、経営が厳しいときに、従業員を一時休職させ、その後復職させることがあったと供述している。

また、A社では、申立期間当時、会社都合により従業員を休職させることがあり、同休職期間には従業員の厚生年金保険の資格を喪失させる取扱いをしており、休職させる従業員の一部については、退職金の計算上の通算対象期間として取り扱っていたと供述している。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 42 年 5 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主、当時の同僚及び従業員の供述から、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、また、申立期間当時、社会保険の事務を委任していた社会保険労務士事務所にも当時の資料が保存されていないことから、申立人の申立期間における同社での勤務状況及び保険料控除について確認することができないとしている。

また、A社の事業主及び取締役は、「申立期間当時、従業員希望により厚生年金保険に加入させない場合があり、当該従業員から保険料の控除は行っていなかった。」と供述している。

なお、申立人は、社会保険事務所において、A社の被保険者名簿の記録に自分の氏名があったのを見たとしているが、同社に係る被保険者名簿の記載内容を入念に確認したものの、申立人の氏名が記録されている事実を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月16日から同年10月1日

昭和19年1月16日にB社に採用され、同日からA社B工場において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間には同工場において工場作業勤務をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のOB名簿及び申立人の同僚の供述により、申立人は申立期間に同社B工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や鉱山の事業所で働く男性の肉体労働者のみを対象としているところ、A社B工場の同僚は、申立人は事務職として採用され、同社で事務員として勤務していたと供述しており、申立期間に申立人が労働者年金保険の被保険者であったことを確認することができない。

なお、申立人は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるが、申立期間のうち、19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険法の準備期間であるため、保険料を徴収していない期間であり、同期間は厚生年金保険の加入期間には通算されない期間である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として

労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月11日から43年5月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人にA社B営業所への転職を勧めたとする申立期間当時の同社B営業所長の供述から、勤務していた期間の特定はできないものの、申立人が同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B営業所は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、管轄法務局においても、同社B営業所の法人登記が確認できず、同社本社は、同社B営業所における厚生年金保険の適用は不明としているが「適用事業所になっていない場合、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と供述している。

また、申立人は、A社B営業所長のほか、同僚4名の氏名を記憶していたが、いずれも所在が不明であることから、同社B営業所における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社C営業所に申立期間当時勤務していた従業員の一人は、「同社B営業所は、個人経営であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述している。

加えて、B営業所長は、昭和41年10月から42年7月までの期間、国民年金の加入記録がある。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から同年 8 月まで
② 昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。2社とも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 37 年 6 月から同年 8 月までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、当時のA社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、A社における当時の同僚を記憶しているが、当該同僚は、申立人のことを記憶していなかった。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、そのうちの一人は、入社後1か月ないし3か月の間は、厚生年金保険に加入させてもらえず、給与から保険料は控除されていなかった旨供述している。

さらに、申立期間①当時、A社から事務委託を受けていた社会保険労務士が保存している同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までC社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、既にその事業を廃止している上、当時の代表者は死亡していることから、同社及び当該代表者から申立期間②における申立人の勤務状況等を確認することはできない。

また、申立人は、C社における当時の上司及び同僚を複数記憶しているが、当該上司及び同僚は、いずれも申立人のことを記憶していなかった。

そこで、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 43 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B部に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間においても同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B部における申立人の複数の上司及び同僚の供述から、申立人が、昭和40年1月から同社B部に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「自分は正社員ではなく、A社B部の各現場作業所単位で登録されていた現雇社員だった。」と供述しているところ、A社は、現雇社員の社会保険への加入については、各現場作業所の判断であったとしている。そして、申立期間当時、申立人が勤務していたとする現場作業所で社会保険事務手続を担当していた者は、現雇社員については、社会保険への加入を希望する者のみ加入させており、未加入期間において、給与から保険料を控除することはなかった旨供述している。

このことについて、申立人は、「社会保険への加入を希望した記憶は無い。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録では、A社B部において昭和43年10月及び同年11月に被保険者資格を取得した者は、いずれの月も10人未満であったのに対して、申立人と同様に同年12月1日に資格取得した者は135人と、同日より前の時期よりも多く確認できるところ、同社B部で現雇社員として勤務していたとする従業員は、当時、現雇社員も全員社会保険に加入するようという話が本社からあった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社が経営していたB事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が経営していたC事業所に、同事業所が閉店した昭和28年3月まで勤務した後、同年4月1日から30年3月31日まで、同社が経営していたB事業所に勤務していたと申し立てている。

そして、C事業所における当時の複数の同僚は、「自分がC事業所を退職した後、1年もたたないころに、B事業所へ遊びに行った。そのとき、申立人が働いていた。」と供述していることから、期間は明らかでないが、申立期間当時、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B事業所並びに同事業所及びC事業所を経営していたA社は、既にその事業を廃止している上、当時の代表者の連絡先は不明であることから、同社及び代表者から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、B事業所における当時の同僚を複数記憶しているが、いずれも連絡先が不明であり、当該同僚から供述を得ることができなかった。

なお、A社については、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所として記録されているところ、同社における申立人、上記同僚の厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から37年6月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についても同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年6月1日から37年5月31日までA社で勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業法人登記の記録を確認できない。

また、申立人は、A社の代表者及び同社における上司又は同僚を記憶していないため、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。当時の給与と比較したところ、標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書により、当該給与明細書から控除されている厚生年金保険料に相当する標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A企業年金基金に照会したところ、当該基金における申立人の標準報酬月額についても社会保険事務所の記録と一致しているとの供述が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私がA社を退職したのは、昭和 48 年 3 月末日であり、退職届にも 3 月末日と書いたことを覚えている。しかし、厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日になっているので、同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和47年12月13日から48年3月末日まで勤務したため、同社における厚生年金保険の資格喪失日は同年4月1日であると申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録では、A社における雇用保険の離職日は昭和48年3月30日であることが確認でき、社会保険事務所における厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主及び申立人が記憶していた申立期間当時の総務担当職員は既に死亡しているため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していた複数の者に照会したものの、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について記憶している者はいなかった。

加えて、上記厚生年金保険被保険者名簿において、昭和48年3月31日に資格を喪失した者は、申立人以外にも複数名存在すること、また、上記のとおり、厚生年金保険と雇用保険の加入記録が一致していることから、A社は社会保険事務所に対して申立人の資格喪失日を同年3月31日として届け出たものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年ごろから36年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、妹と弟も勤務し厚生年金保険の被保険者となっているので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹の供述から、勤務した期間は特定できないが、申立人がA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、社会保険事務所の記録では昭和31年11月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、同事業所は既に廃業しているほか、申立期間当時の事業主は厚生年金保険の被保険者となっておらず連絡先も不明であることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、A事業所における申立人の前任者であった者及び同僚6人の氏名を記憶していたが、当該前任者は、厚生年金保険被保険者名簿に氏名は見当たらない上、同僚についても厚生年金保険に加入していない者が複数名存在することから、同事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、当該同僚は、入社後すぐに社会保険に加入した記憶は無く、相当期間経過後、健康保険及び厚生年金保険の手続がなされたと供述している。

加えて、上記被保険者名簿には、訂正等の不自然な記録や被保険者番号の欠番も見受けられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社が移転する前の期間が欠落しているので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、既に破産手続を終了しており、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の同僚は、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社がB区に移転した昭和 48 年以降に厚生年金保険に加入し、厚生年金保険の保険料を控除されたのは、同社が適用事業所になってからであると供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から同年7月1日まで
② 平成6年7月1日から8年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、58歳の定年退職後、社会保険は国民年金保険に加入する条件で業務嘱託職員として平成8年9月30日まで勤務していたが、平成6年ごろ、行政指導があり、さかのぼって厚生年金保険加入手続が行われたはずであり、その後も厚生年金保険の保険料控除をされていたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社によると、当時の人事記録等は保管していないが、業務嘱託一覧表に申立人の氏名が確認できると及び申立人の供述内容から、申立期間①及び②についても、申立人が同社に勤務していたと回答している。

しかし、申立期間①については、B社によると、申立人は定年退職後から社会保険に加入しない業務嘱託（契約）職員として勤務していたため、厚生年金保険に加入させていなかったが、平成6年、厚生年金保険に加入させるよう行政指導があり、厚生年金基金を含め、時効前の保険料の納付が可能な2年間分の保険料を申立人から徴収して、さかのぼって加入させたとしている。

なお、申立人の申立期間当時のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は平成4年7月1日、喪失日は6年7月1日であり、また、厚生年金基金の加入員記録は、当該社会保険事務所の被保険者記録と一致していることから、上記B社からの回答が裏付けられ、申立期間①については、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったものと認められる。

申立期間②については、B社は、同社では行政指導を受けた後、業務契約の

見直しを行い、申立人については、同社の指揮・命令を受けない業務委任契約に改め、厚生年金保険を含む社会保険に加入しない者としたと回答しており、このことは、同社から提出のあった契約区分が確認できる名簿及び内部規定文書から確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 17 日から同年 11 月 26 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 40 年 5 月 26 日に入社後、昭和 41 年 4 月 21 日に退職するまで同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 40 年 5 月 26 日に入社し、41 年 4 月 21 日に退職するまで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 40 年 7 月 17 日に厚生年金保険の資格を喪失後、同年 11 月 26 日に同社で再び資格を取得していることが確認できる。そして、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 40 年 7 月 16 日にA社を退職し、同年 11 月 26 日に再度入社していることになっており、社会保険事務所における厚生年金保険の記録と一致している。

また、A社は、同社が保管していた社会保険台帳により、申立人は、昭和 40 年 7 月 16 日に退職し、同年 11 月 26 日に再度入社していることが確認できることから、申立期間は、同社で勤務はしていないと回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

加えて、申立人は、申立期間は、親が経営している工場を手伝っていたかも

しれないとも供述しており、当時の記憶は曖昧である。

このほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から28年11月1日まで
② 昭和29年7月20日から31年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和26年7月1日から昭和63年3月退職時までA社に勤務しており、申立期間①は同社B出張所、申立期間②は同社C出張所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社B出張所に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和29年1月1日であり、当該期間当時は、適用事業所となっていない。

また、A社は、当時の同社では、各支店や現場ごとに厚生年金保険の適用事業所の手続をしており、適用事業所となっていない出張所において、そこで勤務していた職員の給与から厚生年金保険料を控除していたことは無いとしている。そして、申立人の在籍記録についても、昭和28年11月1日から現場雇員として雇用していることが確認できるが、それ以前の在籍については確認できないと回答している。

さらに、申立人が記憶していた上司は死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができず、社会保険庁のオンライン記録から、当該上司は、当該期間当時、A社本社において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、社会保険事務所の同社本社の厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間当時に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していた記録は見当たらない。

申立期間②については、A社から提出のあった退職証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社C出張所に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、当時の同社では、各支店や現場ごとに厚生年金保険の適用事業所の手続をしていたとしているところ、A社C出張所は、社会保険事務所において適用事業所としての記録が無い。

また、A社が氏名を挙げた、当該期間当時に同社C出張所に勤務していた正社員の従業員7人について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、3人の従業員は、同社D支店において厚生年金保険に加入しているが、社会保険事務所の同社D支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が当該期間当時に厚生年金保険の資格を取得した記録は見当たらず、残る4人の従業員については、当該期間当時の厚生年金保険の加入記録を確認することができない。このことについて、A社は、当時の同社では、現場ごとに社員を厚生年金保険の加入させる場合と加入させない場合があり、現場雇用、試用、正社員等の雇用形態にかかわらず、厚生年金保険に加入させない場合があったと回答している。

さらに、申立人が記憶していた同僚のうち、連絡が取れた一人の同僚に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、当該同僚は、申立人が当該期間にA社C出張所に勤務していたことを記憶しているが、厚生年金保険料の控除等については分からないと供述している。そして、当該同僚は、同社C出張所に勤務していた期間について、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人は、両申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 11 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、従来の標準報酬月額より大幅に引き下げられており、自分が記憶している賃金額より著しく低額であるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人は、平成 9 年 4 月 1 日に標準報酬月額が 59 万円から 41 万円に引き下げられ、10 年 5 月 1 日には 41 万円から 18 万円に引き下げられており、自分が受けていた賃金額より著しく低額であると申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録から、申立期間当時にA社に在籍していた従業員 30 名中 22 名の標準報酬月額が平成 9 年 4 月 1 日から引き下げられていることが確認できる。このことについて、A社の当時の経理担当者は、同社の経営状況がよくなかったため、社長と相談した結果、従業員の標準報酬月額を引き下げることになり、そのことを全社員に説明し、同意を得た上で、実際の給与額より低い金額で標準報酬月額を計算し、これをもって標準報酬月額の改訂届を社会保険事務所に提出しており、社会保険事務所の記録は妥当であると供述している。

また、申立期間当時にA社に勤務していた従業員のうち、連絡が取れた一人の従業員は、同社の経理担当者から、社会保険の資格を喪失してほしいと相談を受け、同意したと供述しており、当該従業員は、平成 11 年 7 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、12 年 2 月 1 日に同社で再び資格を取得している。そして、連絡が取れたもう一人の従業員も、同社の

経理担当者から、社会保険の標準報酬月額を引き下げたいと相談を受けて同意したと供述している。

さらに、申立人が記憶していた同僚は、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられているところ、同僚から提出のあった平成10年5月の給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の当該同僚に係る標準報酬月額の記録と一致している。

このため、申立人のみ、同僚や他の従業員と異なる取扱いであったとは考えられず、このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月22日から20年6月24日まで
② 昭和28年2月から30年10月まで
③ 昭和33年ごろから36年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた期間のうち申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、学徒報国隊としてA社に勤務し、申立期間②及び③についてもそれぞれ勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、昭和19年5月22日にD中学校（現在は、E高等学校）の4年生の男子生徒全員を勤労働員学徒として同社に受け入れ、勤務させていたと回答しているところ、E高等学校から提出のあったD中学校卒業生・在籍者名簿により、申立人は、当該期間当時は、D中学校の4年生であり、A社に勤労働員学徒として勤務していたことが確認できる。

一方、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。昭和19年6月1日以降は、厚生年金保険法施行令）第10条第3号及び昭和19年厚生省告示第50号（昭和19年5月29日通年勤労働員学徒指定）により、厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっていた。

申立期間②については、雇用保険の加入記録は確認できないものの、同僚の供述により、勤務の期間は特定できないが、申立人は、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年5月1日であり、当該期間当時は、適用事業所となつて

いない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、新規適用時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、5人の従業員から回答があり、そのうち一人の従業員が申立人のことを記憶していたものの、厚生年金保険料の控除等については分からないとしており、残る4人は申立人のことを記憶していない。そして、当該複数の従業員のうちの一人は、当該事業所が適用事業所となる際の事務手続に関わっていたとしており、当該事業所においては、適用事業所となる前は、厚生年金保険料を給与から控除することはなかったと供述している。

申立期間③については、申立人は、昭和33年ごろから事業主としてC社に勤務していたとしており、同社の商業登記簿から、35年12月1日に同社が設立され、申立人が代表取締役として勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和36年10月1日であり、当該事業所の代表取締役である申立人が、当該期間は厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことを知りながら、自ら厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

また、当該期間当時のC社の社会保険事務担当者は、自ら昭和36年8月ごろに社会保険事務所において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となるための手続を行っており、それ以前は、同社は、個人経営の事業所であったため、厚生年金保険料を給与から控除していないと供述している。

さらに、社会保険事務所のC社の厚生年金保険被保険者名簿から、新規適用時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況について照会したところ、連絡が取れた一人の従業員は、当該事業所は、当該期間当時は個人経営の事業所であり、厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

このほか、申立人は、申立期間①、②及び③について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から26年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には常務取締役として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事台帳及び複数の従業員の供述により、申立人は、申立期間もA社に常務取締役として勤務していたことが確認できるが、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年12月15日であり、申立期間のうち、21年7月1日から22年12月14日までの期間は適用事業所となっていない。

また、A社から提出のあった申立人の人事台帳には、昭和26年8月に厚生年金保険の資格を取得した旨の記載があり、社会保険事務所における厚生年金保険の記録と一致する。

なお、A社は、申立人は、申立期間は、同社の親会社であるB社において厚生年金保険に加入していたかもしれないと回答しているが、社会保険事務所のB社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。そして、A社から提出のあったB社の申立人に係る社員カードから、申立人は、昭和22年2月10日からA社の関連会社であるC社の取締役を兼務していることが確認できるが、社会保険事務所のC社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間

当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について照会したところ、7人の従業員が申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険の加入状況については分からないとしている。

加えて、申立期間当時、もう一人の役員であった当該事業所の代表取締役は、従業員の供述により、昭和21年7月から代表取締役として当該事業所に勤務していることが確認できるが、社会保険事務所の当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じく、26年8月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月から24年2月1日まで
② 昭和24年6月30日から同年7月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和22年10月に入社し、24年の夏に退職した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年10月から24年7月までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年2月1日であり、申立期間①当時は、適用事業所となっておらず、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者番号払出簿から、同社の従業員56名が申立人と同日の24年2月1日に新規の厚生年金保険被保険者番号の払出しを受けていることが確認できる。

また、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の両申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚4人のうち、二人は社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載があるが、一人は死亡、一人は連絡先が不明であり、残る二人の同僚は、同名簿に氏名が見当たらず、連絡先も不明であるため、申立人の両申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。そこで、当該被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したが、申立人のこ

とを記憶している者はいなかった。

加えて、申立人は、両申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 7 日から同年 9 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A病院に勤務していた期間のうち、申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同病院に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院の在職証明書により、申立人が申立期間において、同病院に継続的に勤務していたことは確認できる。

しかし、A病院は、申立期間当時、新たに採用した職員については、採用当初は原則として厚生年金保険に加入させておらず、数か月程度経過した後、何人かまとめて厚生年金保険に加入させており、未加入者から保険料は控除していなかったと回答している。このことは、申立期間当時、A病院に採用された複数の職員について、同病院から提出された職員名簿及び社会保険事務所の記録から、それぞれ採用後2か月から6か月程度経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められることから裏付けられる。

また、申立人が氏名を挙げた同僚6名のうち、所在が判明した1名に照会したところ、期間は明らかではないが申立人が勤務していた記憶があるとの供述が得られたが、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認することができなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月ごろから 32 年 11 月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業主、同僚2名を記憶していることから、A社B事業所で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和40年4月に合併統合されており、同社の後継会社であるC社は、申立期間当時の資料を保存していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないと回答している。

また、申立人は、A社B事業所での事業主及び同僚を2名記憶しているが、事業主は死亡していること、また同僚2名は連絡先が不明であることから、申立人の同社での勤務状況等を確認することはできない。

そこで、社会保険事務所のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の勤務の実態等を確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人は控除されていたと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 10 日から 34 年 5 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述により、期間を特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立期間当時の事業主も連絡先等が不明であるため供述が得られず、同社及び当該事業主から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

そこで、申立人が記憶していた同僚及び社会保険事務所のA事業所に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、複数の同僚及び従業員が、同社では入社後に試用期間を設け、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。

また、これらの同僚及び従業員が入社したとする日から社会保険事務所のA事業所に係る被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも9か月ないし21か月となっていることが確認できる。

さらに、上記同僚及び従業員のうち2人は、A事業所への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、A事業所では、申立期間当時、採用した従業

員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成 6 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが分かった。

このため、当時の給与明細書を提出するので、申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が所持する給与明細書により、申立人は申立期間において、社会保険事務所が管理している標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月收入(総支給額)を得ていたことは確認できる。

しかし、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と同額又はそれよりも低額となっている。

また、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間当時、A社からB社に名称が変更になっただけで、A社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の従業員の供述により、申立人が、申立期間においてA社又はB社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、B社は、同年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、A社及びB社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社及びB社は、既にその事業が廃止されている上、両社における当時の代表取締役に対し、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認するため、繰り返し照会したものの、回答が無く、これらのことを確認することができなかった。

さらに、申立人は、A社又はB社における当時の同僚を記憶していないため、社会保険事務所のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間においてA社又はB社に継続して勤務していたと思われる複数の従業員に照会したところ、回答のあった3人のうちの1人は、A社及びB社が社会保険事務所において適用事業所として記録されていない昭和 39 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間において、自分の給与から厚生年金保険料が控除されていたとしているが、控除されていたとする具体的理由は無く、これを確認で

きる関連資料及び周辺事情も無い。なお、ほかの2人は、控除されていたかは不明としている。

加えて、社会保険事務所のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者資格の喪失日や、取得日をさかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から36年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和36年ごろまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろまでA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既にその事業を廃止している上、当時の代表者は死亡していることから、同社及び当該代表者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している複数の同僚のうち、連絡先の判明した5人及び社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険に加入していたことが確認できる9人の計14人に照会したところ、そのうちの4人は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の退職時期までは記憶しておらず、そのほかの者は、申立人のことを記憶していなかった。

なお、申立人は、「昭和33年にA社で事故があり、3人の同僚が亡くなった。事故が起きたときに在職していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が31年4月1日と記録されていることは納得できない。」と主張している。しかし、複数の当時の同僚等は、昭和30年1月20日に当該事故が起こった旨供述しており、また、上記被保険者名簿には、申立人が当該事故のときに亡くなったとする3人の同僚のうち名前を覚えていた2人について、同年1月21日に死亡により被保険者資格を喪失した旨記載されている。これらのことから、当該事故は、昭和30年1月20日に起こったことが推認でき、当該事故の発生時期をもって、申立人の申立期間における勤務の実態を確認することはできな

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から同年9月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員原簿により、申立人が、昭和20年4月5日に同社に入社し、同年5月5日に見習工師としてC部第二課に配属されたことは認められる。

しかし、B社で人事労務を担当する者は、「当時、見習工師という職種の従業員の場合、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。当社が保管する従業員原簿に見習工師と記載されていて、厚生年金保険の加入記録が無い者を多数確認している。」と供述している。

また、申立人が記憶している当時の上司二人は、いずれも既に死亡しているため、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、自分の職種が見習工師であったと回答した従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 41 年 9 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間には同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 40 年 10 月から 41 年 9 月まで勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業法人登記の記録を確認できない。

また、申立人のA社における雇用保険の記録も確認できなかった。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同事業所における上司又は同僚を記憶していないため、これらの者から、同事業所における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についても同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたタイムカードの記録により、申立人が平成 6 年 11 月末までA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の当時の代表者は、「申立人の退社日は平成 6 年 11 月 20 日であり、その日以降の 10 日間については、引継ぎ業務のために臨時で働いてもらった。11 月 20 日に退社する申立人の給与から 11 月分の厚生年金保険料を控除することはない。」と供述している。

また、申立人が記憶している一人の同僚は、所在不明により供述を得ることができず、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、退社した人が、後任者への業務引継ぎのため、退社後数日間から 10 日間程度、臨時で働いていたことがよくあった旨供述している。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合及び雇用保険の申立人に係る加入記録は、社会保険事務所における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間において、国民年金の第一号被保険者となっており、その保険料が納付済みの期間とされている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 21 日から 60 年 7 月 21 日まで
② 昭和 63 年 11 月 1 日から平成 2 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨を申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、同社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、上司及び同僚等の氏名を覚えていないため、申立人の当該事業所における勤務状況や厚生年金保険料の控除の有無等について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間のうち昭和 59 年 3 月から 60 年 3 月まで国民年金の保険料を納付している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨を申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は昭和 36 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、当該期間当時、同社では厚生年金保険に加入できない。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について、給与

から厚生年金保険料の控除は無かったと供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 10 日から 59 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録並びにA社における当時の事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において社会保険手続を担当していた同僚は、「申立期間当時、運転手は全員当該事業所が加入していた健康保険組合には加入させていたが、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除しない取扱いになっていた。」と回答しており、経理事務を担当していた同僚も、「内勤事務職以外は厚生年金保険に加入しない者が多く、運転手は全員、厚生年金保険に入っていないと記憶している。」と回答している。

また、同僚の運転手二人も、昭和 59 年 8 月までは厚生年金保険に未加入であったと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 59 年 9 月 1 日に 100 人の者が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所では、運転手については同日以後に厚生年金保険の加入手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 1 月 5 日から同年 6 月 2 日まで
② 昭和 24 年 6 月 17 日から 25 年 5 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社 B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 22 年 1 月から 25 年 5 月まで勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった、当時のC健康保険組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B工場の健康保険被保険者名簿において、申立人が昭和 22 年 6 月 1 日に資格取得、24 年 6 月 17 日に資格喪失との記載があり、社会保険事務所における厚生年金保険の記録とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時の上司、同僚等の氏名を一人も記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、社会保険事務所における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している従業員 13 人に照会したところ、12 人から回答があったが、申立人のことを知っている者はいない。

このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 21 日から 44 年 2 月 21 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、昭和 31 年 7 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社では、同日から厚生年金保険に加入したすべての者を記録しているノートを保存しているとしており、このノートによると、昭和 43 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は 3 名いるが、申立人の氏名は無いことから、同社は、申立人を社会保険に加入させていなかったと考えられると回答している。なお、同ノートに記録されている昭和 43 年の厚生年金保険の資格取得者 3 名の氏名と、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 3 名の氏名は一致している。

また、申立人が記憶している当時の同僚 6 名の氏名について、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿で確認したところ、うち 2 名の加入記録は確認できたが、残りの 4 名については、同被保険者名簿に氏名の記載がなく、加入記録は確認できなかった。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入している従業員 15 名に照会したところ、13 名から回答があり、うち 6 名の従業員が、当時の同社の従業員数を 100 名から 450 名程度であったと回答しているが、同被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員数は 60 名程度であるなど、同社では、厚生年金保険

に加入していない従業員も多数いたことがうかがわれる。なお、この6名のうちの1名は、「同社で厚生年金保険に加入していた従業員は、ごくわずかであった。」と供述しており、その理由として、「A社では、申立期間当時は、正規社員とそうでない者がおり、この違いにより厚生年金保険の加入の取扱いが異なっていた。正規社員は厚生年金保険に加入していたが、そうでない者は労働保険のみの加入で、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 25 日から同年 9 月 4 日まで
社会保険事務所に亡き夫の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、夫がA社B工場に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和 33 年 8 月 4 日から同年 9 月 4 日までの期間について、A社B工場に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、申立期間当時における厚生年金保険関係の資料を廃棄していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入や保険料の控除等の状況について不明としている。

また、申立人の妻及び同人が記憶している同僚 1 名に、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、いずれも申立人と知り合ったのは、申立期間後であるため、承知していないとしており、申立期間当時の当該状況等を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じく昭和 33 年 7 月 25 日に被保険者資格を喪失後、同年 9 月 4 日に、当該資格を再取得していること及び雇用保険の加入記録から、同年 8 月 4 日に被保険者資格を取得していることが確認できる 4 名の従業員に、申立期間当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について

照会したところ、いずれも、申立人は自分と同じ勤務形態、勤務内容であったが、申立期間当時、申立人が勤務していたか不明としており、また、自分自身について、臨時雇用されていた同年7月24日に解雇され、その後、同年9月4日に正社員として再雇用されるまで厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月ごろから 29 年 7 月ごろまで
② 昭和 30 年 7 月ごろから 31 年 2 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A 労務管理事務所 B 基地にコック助手及び食器洗いとして勤務していた昭和 27 年 5 月ごろから 29 年 7 月ごろまでの申立期間①、及び同事務所 C 基地にゴルフ場の管理人として勤務していた 30 年 7 月ごろから 31 年 2 月ごろまでの申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②共間違いなく各事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 労務管理事務所 B 基地に勤務していたと申し立てているが、申立期間①当時は、厚生省保険局通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年保発第 51 号）により、在日 D 軍の非軍事的業務の事業所に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者としては取り扱わないこととされており、この規定により、申立人は、厚生年金保険の被保険者とはなり得なかったことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 42 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当該業務を継承した E 機構の回答では、「当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」としている。

さらに、申立人が A 労務管理事務所 B 基地において一緒に勤務していたと記憶している同僚 4 名は、社会保険事務所の同事業所における厚生年金保険

被保険者名簿に記録が無いことが確認できる。

加えて、社会保険事務所のA労務管理事務所B基地に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた2名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、A労務管理事務所C基地に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和31年2月1日であることが確認できる。

一方、当該業務を継承したE機構の回答では、「当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」としている。

また、申立人は当時のA労務管理事務所C基地において一緒に勤務していた同僚4名を記憶しているところ、連絡の取れた2名は「自分は申立期間より前から同事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入は昭和31年2月であり、厚生年金保険の未加入期間については厚生年金保険料の控除は無い。」と供述し、このうち1名は、「申立人も同様な取扱いであったと思う。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の当該事業所における厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該同僚2名の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和31年2月1日であることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月13日から34年4月30日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和29年3月1日から34年4月30日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。間違いなく申立期間もC区のDビルに所在する会社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てているが、同社の回答では、「保管していた労働者名簿により、申立人は、一身上の都合により昭和30年9月12日で退職していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者ではない。」としている。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚8名を記憶しているところ、連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人は、自分で独立して仕事を始めるために2年も勤務しないで同社を退職した。また、申立人が自己都合で同社を退職したことを当時の担当者にも確認したので、間違っていない。」とし、ほかの1名は申立人のことは記憶に無いと供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた3名は、いずれも申立人は申立期間には同社に勤務していないと供述している。このうち1名は「申立人が昭和34年まで勤務していたのなら、同社が32年にDビルから別のビルに移転したことを知っているはずである。」としているが、申立人は事務所の移転について明確な記憶が無かった。

加えて、申立人は、申立期間当時、母親に差し出した手紙を提示し、当該手紙を出した昭和34年4月30日までA社に勤務していたと主張するが、手紙の

記載内容からは同社に申立期間当時も勤務していたことは確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 5 日から同年 9 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 20 年から 23 年まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社では、申立期間当時の人事記録や社会保険関係資料が残っておらず、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除等の実態を確認することができないため、申立期間について申立人が厚生年金保険の被保険者であったかどうかは分からないとしている。

また、申立人は、当時の同僚の名前を覚えていないため、健康保険労働者年金被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務及び保険料控除に関する供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間③から⑥までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 6 月 25 日まで
② 昭和 32 年 6 月 25 日から同年 11 月 6 日まで
③ 昭和 32 年 11 月 6 日から 37 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
⑥ 昭和 42 年 2 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで

年金記録問題が騒がれるようになって、社会保険事務所において厚生年金保険加入記録を確認したところ、申立期間①及び申立期間③から⑥までの期間について脱退手当金を受給していると言われた。しかし、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

また、申立期間②については、加入記録が無いと言われた。申立期間についても B 学校に通いながら A 社に継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間③から⑥までの期間について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給に係る事務処理について不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとは認めることはできない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が同事業所に勤務しながら通っていたとするB学校の学籍簿から、申立人が申立期間中に同校に在籍しており、かつ、申立人の雇主がA社であったことが確認できることから、申立人が申立期間についても同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間②の期間中に給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無いと供述しているほか、社会保険事務所の記録から、A社では、申立期間当時、申立人以外の複数の同僚についても在職期間中に厚生年金保険の被保険者とはなっていない期間があることが確認できる。

また、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番や訂正箇所は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、事業主は、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除等の実態に関しては分からないとしているほか、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除等の実態に関する証言等を得ることができず、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年ごろから28年10月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和24年から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の「申立人が昭和26年11月以降に入社したのではないか」との供述及び「申立人は、当時の社長が営業職の補強のために27年末ごろから28年初めごろに入社させた人ではないか」との供述から判断すると、申立人は、勤務期間及び入社時期は特定できないが、少なくとも26年11月以降に同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立人が記憶している申立期間当時の事業主及び営業部長は既に死亡している上、現在の事業主は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明としていることから、A社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当時、申立人と同じ業務内容である営業担当をしていた同僚は、入社後1年間の試用期間を経て、厚生年金保険の資格を取得している。

さらに、社会保険事務所が管理する申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人が申立期間中に厚生年金保険被保険資格を取得した記録は確認できず、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が無い上、申立人は、申立期間における同僚の名前

を全く記憶しておらず、厚生年金保険の保険料控除及び健康保険証の受領の有無についても具体的な記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 9 月 ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 5 年 4 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、平成 5 年 4 月 12 日から 6 年 7 月 31 日まで A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社は平成 5 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人は、同年 5 月から国民年金に加入していることが確認できる。

また、当時の同僚は、「A社から、給与から控除した厚生年金保険料を従業員に返金し、従業員自身で国民年金に加入するように言われた」と供述しており、申立人も「事業主から、厚生年金を打ち切るので国民年金に加入するように言われて区役所に行った記憶がある」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 50 年 1 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の「申立人は、昭和44年ごろから49年ごろまで共に同社で勤務していた」との供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所として確認できる期間は平成9年12月1日から10年1月31日までの期間であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当時の同僚は、「申立期間は、A社において厚生年金保険料は給与から控除されていなかった」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から同年6月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には昭和28年2月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は明らかでないものの、申立人はA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は昭和47年3月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主、社会保険関係の担当者は既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができない。

また、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶していないことから、申立期間における申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿によると、昭和27年8月1日に3名が厚生年金保険の被保険者資格を取得した後は、28年6月16日に申立人を含めた9名が被保険者資格を取得するまでは、新たに資格を取得した者は無いことから、A社は、同日に27年8月7日以後に入社した9名をまとめて厚生年金保険に加入させたと推測できる。このうち、連絡が取れた2名は、同社には試用期間があったため、4月に入社したものの、厚生年金保険の加入は6月となっており、それ以前の試用期間中は給与から保険料控除は無かったと思われると供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 1 日から 27 年 1 月 18 日まで
A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された人事記録、給与支給期間及び在職期間についての証明書により、申立人が、昭和 24 年 6 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで同事業所に嘱託として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所では、同事業所における申立期間当時の嘱託職員に対する厚生年金保険加入の取扱いについては、当時の資料が保存されていないため、不明であるとしている。

また、社会保険事務所が保管しているA事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が把握できた従業員5名に照会したところ、うち4名から回答があり、そのうちの1名が申立人を記憶しており、当該従業員は、申立人が同事業所に正規職員ではなく、嘱託として勤務していたこと、嘱託は基本的に厚生年金保険に加入させない取扱いであったこと、及び嘱託であっても、長期間勤務し経験を積むことによって、例外的に厚生年金保険に加入させていたことがないとはいえないと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険の年金手帳記号番号払出簿及び同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は、昭和 27 年 1 月 18 日と記録されており、これ以外に申立人の記録は見当たらず、社会保険事務所の記録管理に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除につ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 4 月まで

A事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務したことは確かなので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、事業主であったA事業所の所長は既に死亡しており、同事業所は申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について事情を聴取することができない。

さらに、申立人はA事業所の勤務時における上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務の状況等について事情を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 25 日から同年 9 月 3 日まで
② 昭和 33 年 8 月 23 日から 39 年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された在籍証明書及び複数の従業員の供述により、申立人が、申立期間当時に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①については、当時の被保険者 10 名中申立人を含む 8 名が申立人とほぼ同時期(昭和 32 年 3 月ごろ)に厚生年金保険の資格を喪失し、この 8 名のうち申立人を含む 7 名が 32 年 9 月 3 日に厚生年金保険の資格を再度取得しており、また、申立期間②については、33 年 8 月 23 日付けで当時の被保険者 15 名中申立人を含む 13 名が厚生年金保険の資格を喪失し、この 13 名のうち申立人を含む 4 名が 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を再度取得していることが確認でき、申立期間①及び②の期間当時には、同社において、申立人と同様に多くの従業員が資格喪失していることが確認できる。

また、同被保険者名簿から申立人とほぼ同時期に 2 回被保険者資格を喪失している複数の従業員に照会したところ、そのうちの 2 名から、申立期間当時、A社では、同社の都合により従業員の厚生年金保険の資格を喪失させていたと回答があり、また、そのうちの 1 名は、従業員が厚生年金保険に加入していない期間の給与からは厚生年金保険料の控除はなかったと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険手帳記号番号払出簿に

よると、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、申立人が同社において再取得した際に、別の番号が払い出されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 25 日から 49 年 7 月ごろまで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同社の申立期間当時の事業主は、同社は既に解散しているため、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳を保存しておらず、また、申立人の申立期間当時の勤務状況について明確に記憶していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除については分からないと回答している。

また、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が把握できた従業員等7名に照会し、そのうちの6名から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立内容に係る事情を聴取することができなかった。

さらに、上記名簿の申立人に係る記載によると、昭和48年9月25日に被保険者資格を喪失するに当たって、申立人は、同年9月27日に健康保険証を社会保険事務所に返戻したことが確認できる。

このほかに、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 6 月 1 日まで
② 昭和 34 年 6 月から 35 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に正社員として勤務していた申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では、A社は昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿の確認もできない上、当時の事業主及び役員との連絡先が不明であることから、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人が当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間①当時に同社に勤務していたことが確認できる従業員二人に申立人の同社での勤務状況を照会したが、一人からは申立人を記憶していない旨の回答があり、他の一人からは申立人を記憶しているものの、その勤務期間については不明である旨の回答しか得られず、申立期間①の当時における申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、B社は昭和 43 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後解散している上、当時の事業主及び役員が全員死亡していることが確認できるこ

とから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している当時のB社の工場長のほか、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間②当時に同社で勤務していたことが確認できる従業員5人に、申立人の同社での勤務状況を照会したところ、5人全員からは申立人を記憶していない旨の回答があり、当時の工場長からは、申立人を記憶しているものの、その勤務期間については不明である旨の回答しか得られず、申立期間②の当時における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、B社に勤務していた期間に関する記憶があいまいで、当時の状況が不明確であり、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から27年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA社に勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する、申立人の「失業保険被保険者離職票」及び、申立人が記憶している同僚及び従業員の供述から、申立人は、昭和24年4月1日から27年10月20日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年1月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の現在の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年1月1日以前においては、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと思われると供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所の新規適用年月日時点で厚生年金保険に加入したことが確認できる申立人の同僚及びその他複数の従業員に、申立期間当時における同社の厚生年金保険の取扱いについて確認したが、厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。